

大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略（素案）

※素案に記載されている内容・表現等については、庁内関係者との調整により、
今後変更される可能性があります。

令和7年5月

大阪市建設局

目 次

序章 はじめに	- 1 -
第1章 マネジメント戦略策定のあらまし	- 2 -
1-1 大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略とは	- 2 -
1-2 マネジメント戦略の構成	- 4 -
1-3 街路樹・公園樹の機能	- 5 -
第2章 大阪市の街路樹・公園樹を取り巻く状況	- 8 -
2-1 大阪市の概況	- 8 -
2-2 街路樹・公園樹に係る現況	- 13 -
2-3 街路樹・公園樹の維持管理費の推移	- 23 -
2-4 街路樹・公園樹に対する市民意識	- 24 -
2-5 街路樹・公園樹に係る課題	- 27 -
2-6 上位計画・関連計画	- 38 -
第3章 街路樹・公園樹管理の基本的な考え方	- 41 -
3-1 街路樹・公園樹の維持管理の基本的な方向性	- 41 -
3-2 街路樹・公園樹管理の目標及び基本的な考え方	- 42 -
第4章 街路樹・公園樹の基本方針及び具体的取組み	- 65 -
4-1 基本方針① 樹木の計画的な更新及び樹木更新にあわせた配置の適正化	- 65 -
4-2 基本方針② 健全な樹木の保全育成をめざした樹形及び管理水準の設定	- 80 -
4-3 基本方針③ 着実な PDCA による持続的な維持管理（樹木管理の DX）	- 94 -
4-4 基本方針④ 樹木の保全育成における多様な主体との連携と情報発信（樹木管理の DX）	- 101 -

序章 はじめに

街路樹・公園樹は、美しく統一感のある街並みを創出するとともに、都市の季節感を演出し、緑陰形成による日照・風などの微気象の調節などの都市環境の改善にも寄与しています。さらに、都市の生物多様性の向上、災害時の防災機能を有するなど、都市のインフラとして重要な機能を果たしています。

大阪市は、もともと市域の大半が淀川と大和川の土砂の堆積で形成された沖積平野からなり、自然の緑に恵まれない中、早くから市街化が進展したため、緑やオープンスペースが少ない環境でした。そのため、大正末期以降、道路での街路樹の植栽や公園の整備など、積極的に緑化を進めてきました。その結果、街路樹や公園樹は、御堂筋のイチョウや毛馬桜之宮公園の桜のように、本市を代表する都市景観を形成するとともに、身近な道路や公園に植えられた樹木は市民生活に潤いや憩いを与えるなど、都市の魅力を高めています。

一方、現在、多くの街路樹や公園樹が植栽後、時間が経過し成長に伴い、根上がり、樹勢不良、枝の張り出しなどの課題が顕在化し、植栽環境に合わせた適正な維持管理を行うことが求められるようになっていきます。

また、気候変動異常気象の顕在化、災害の激甚化・頻発化などの社会情勢の変化を踏まえ、都市の安全性・快適性確保など、都市インフラである道路や公園の樹木が担う役割はこれまで以上に重要性を増しています。

これらの背景を踏まえ、大阪市みどりのまちづくり審議会では、令和5年9月に諮問した「大阪市緑の基本計画〈2026〉」において、みどりのまちづくりの根幹となる街路樹や公園樹の維持管理の考え方についても合わせて議論されてきました。

本市では、この間のみどりのまちづくり審議会や同審議会部会での議論を踏まえ、今後の街路樹・公園樹の維持管理を中長期的視点で戦略的に進めていくため、街路樹・公園樹の維持管理に係る基本的な事項や具体的な取組みを定める「街路樹・公園樹マネジメント戦略」を策定することとしました。

本戦略では、本市の街路樹・公園樹が抱える課題を抽出し、道路や公園の魅力向上につながる樹木の保全育成に取り組むための街路樹・公園樹のあり方や目標、基本方針を示すとともに、街路樹・公園樹の魅力を高める方策、取組みについて示しています。

今後、本戦略に基づき、本市の街路樹・公園樹を健全に育成し、樹木が本来もつ機能を十分に発揮させるよう維持管理に取り組むとともに、地域の住民や事業者等の皆様とともに、街路樹・公園樹の維持管理を行い、樹木を育ていけるよう、市民や企業等との連携を推進し、愛着や誇りを持たれる街路樹・公園樹の育成をめざしていきます。

第1章 マネジメント戦略策定のあらまし

1-1 大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略とは

(1) 戦略の目的

本戦略は、街路樹又は公園樹の管理に係る方針等を定めることにより、その適正な管理に寄与し、もって大阪市の豊かなみどり環境の充実を図ることを目的とします。

(2) 適用の範囲

本戦略は、大阪市が管理する道路に街路樹を管理する場合、並びに大阪市が管理する都市公園において公園樹を管理する場合に適用します。

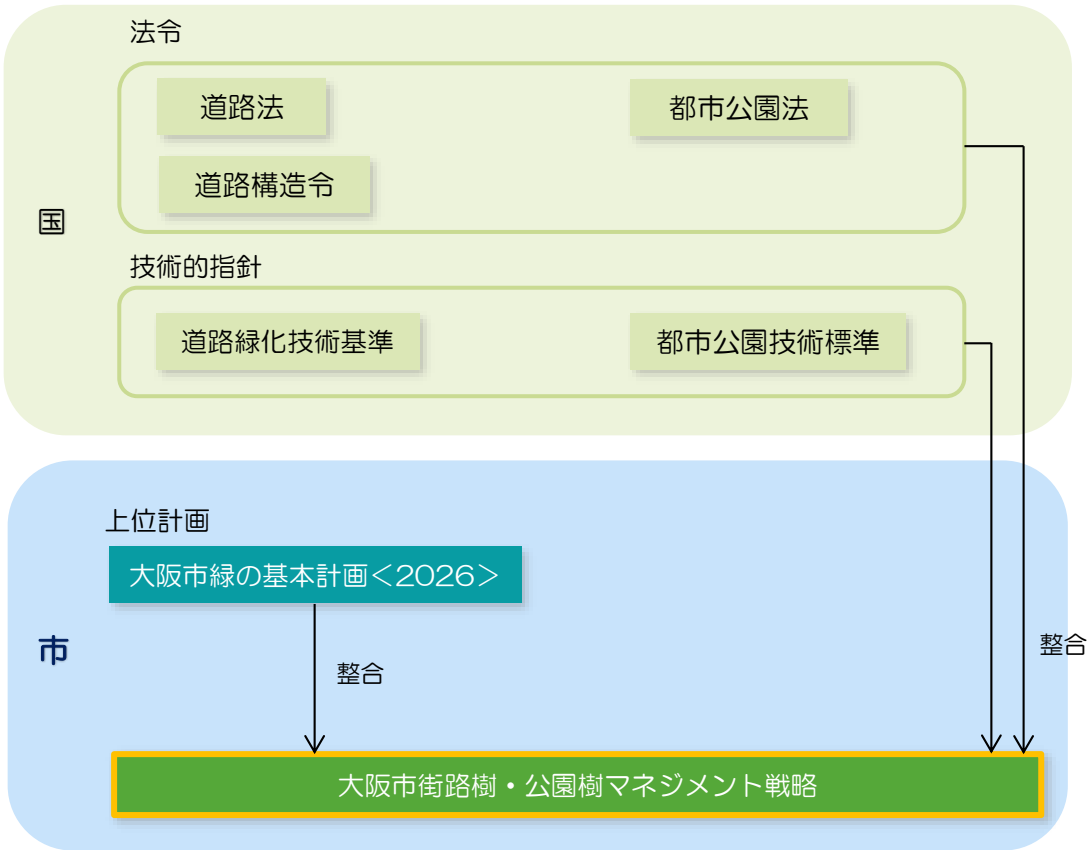
(3) 戦略の位置づけ

本戦略の位置づけは、大阪市が管理する道路又は公園における街路樹・公園樹の管理に関する戦略です。大阪市みどりのまちづくり条例や「大阪市緑の基本計画＜2026＞」の理念を反映するとともに、道路法と都市公園法に適合したものとなっています。また、国の技術的な助言である道路緑化技術基準や都市公園技術標準を参考にしたものとなっています。

(4) 計画期間

本戦略は、「大阪市緑の基本計画＜2026＞」とも整合させながら戦略を推進するため、計画期間を下記のとおり定めます。

計画期間 2026（R8）～2035（R17）年度



1-2 マネジメント戦略の構成

本戦略の構成は図のとおりです。

第1章 マネジメント戦略のあらまし

1-1 マネジメント戦略とは

- (1) 戦略の目的
- (2) 適用の範囲
- (3) 戦略の位置づけ
- (4) 計画期間

1-2 マネジメント戦略の構成

1-3 街路樹・公園樹の機能

- (1) 街路樹の機能と特徴
- (2) 公園樹の機能と特徴

第2章 大阪市の街路樹・公園樹を取り巻く状況

2-1 大阪市の概況

- (1) 位置及び地勢
- (2) 社会条件
- (3) 自然条件

2-2 街路樹・公園樹に係る現況

- (1) 本市における街路樹・公園樹の歴史
- (2) 街路樹・公園樹に関連する国の主な政策、法制度
- (3) 街路樹・公園樹に係る現況

2-3 街路樹・公園樹の維持管理費の推移

2-4 街路樹・公園樹に対する市民意識

- (1) アンケート調査
- (2) 苦情・要望

2-5 街路樹・公園樹に係る課題

- (1) 樹木目線からの課題
- (2) 利用者目線からの課題
- (3) 管理者目線からの課題

2-6 上位計画・関連計画

- (1) 大阪市の基本計画<2026>
- (2) 大阪市景観計画
- (3) 大阪市 DX 戦略

第3章 街路樹・公園樹管理の基本的な考え方

3-1 街路樹・公園樹の維持管理の基本的な方向性

3-2 街路樹・公園樹管理の目標及び基本的な考え方

- (1) 街路樹・公園樹の維持管理目標
- (2) 街路樹・公園樹の将来像
- (3) まちづくりを実現するための道路毎の街路樹将来イメージ
- (4) まちづくりを実現するための公園種別毎の公園樹将来イメージ

第4章 街路樹・公園樹の基本方針及び具体的取組み

4-1 基本方針① 樹木の計画的な更新及び樹木更新にあわせた配置の適正化

《街路樹》

- (1) 道路空間や周辺環境に応じた樹木整備の基本的な考え方
- (2) 大木化・老木化した樹木の計画的更新
- (3) 樹木の成長に配慮した植栽基盤の確保

《公園樹》

- (1) 植栽場所に応じた樹木管理
- (2) 公園の空間構成や周辺環境に応じた樹木管理の考え方
- (3) 健全に育成することを基本とした樹木の計画的更新

4-2 基本方針② 健全な樹木の保全育成をめざした樹形及び管理水準の設定

《街路樹》

- (1) 道路空間や周辺環境に応じた目標樹形及び剪定方針の設定
- (2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施
- (3) メリハリのある管理

《公園樹》

- (1) 公園内の植栽場所や周辺環境に応じた目標樹形及び剪定方針の設定
- (2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施
- (3) メリハリのある管理

4-3 基本方針③ 着実な PDCA による持続的な維持管理（樹木管理の DX）

- (1) 定期的な点検、健全度調査等のデータに基づく計画的・効率的な管理
- (2) 樹木管理に係るマニュアルの策定
- (3) 効率的で質の高い維持管理に向けた人材育成及び管理体制の検討
- (4) 改善と評価

4-4 基本方針④ 樹木の保全育成における多様な主体との連携と情報発信（樹木管理の DX）

- (1) 維持管理の取組みに関する市民への分かりやすい情報発信
- (2) 樹木への愛着や維持管理への理解促進につながる樹木の魅力や価値の発信
- (3) 地域との連携推進（維持管理への寄付、樹木に係る講習会、異常発生時の連絡等）

1-3 街路樹・公園樹の機能

(1) 街路樹の機能と特徴

街路樹は、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能をはじめ、多くの機能を有しています。街路樹の整備・管理においては、安全かつ円滑な道路交通を確保しながら、街路樹の機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上につなげることが重要です。

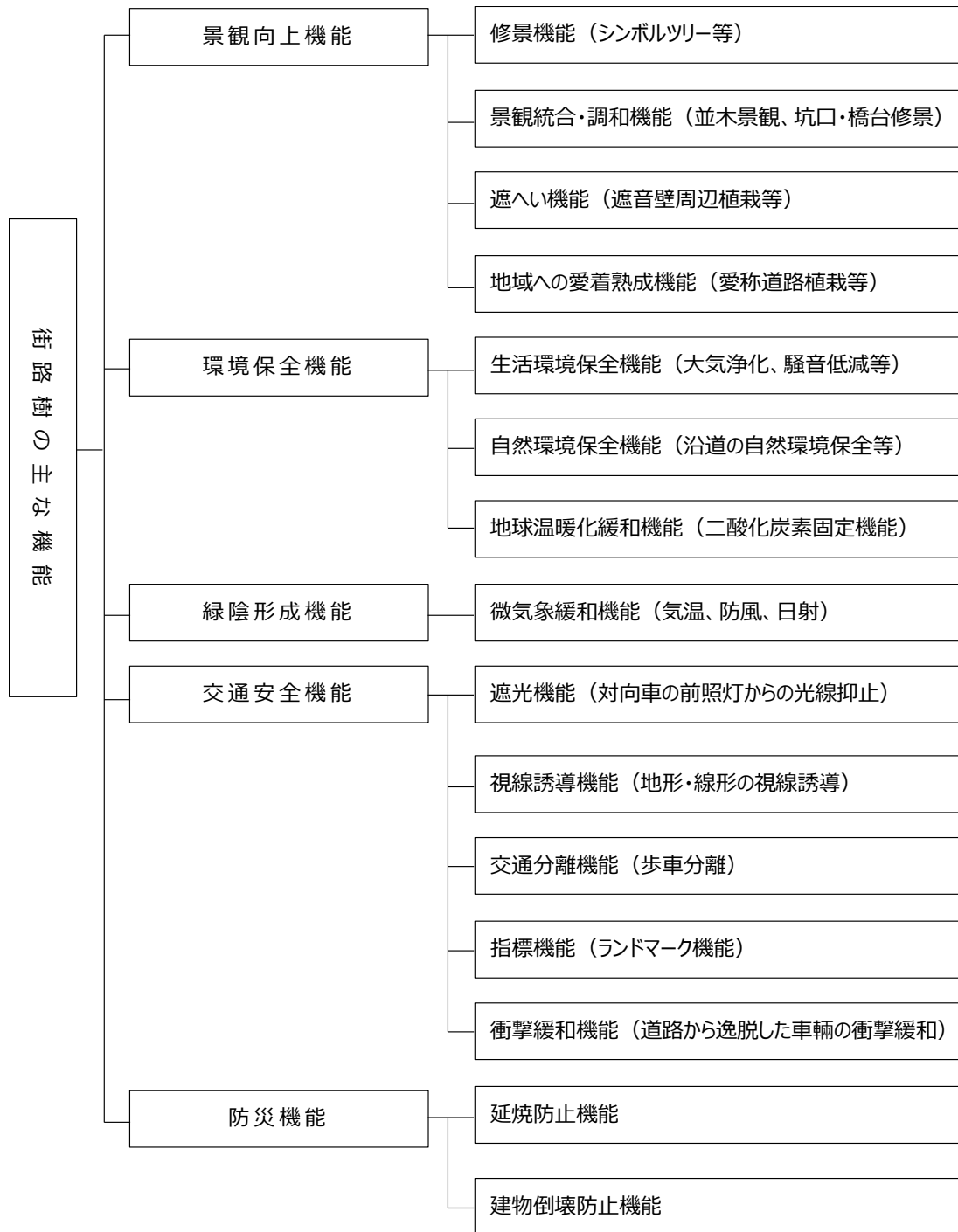


図 街路樹の主な機能

（参考：道路緑化技術基準・同解説 公益社団法人日本道路協会）

【街路樹の特徴】

街路樹は、道路法第二条第二項により道路の付属物として位置づけられており、生育条件として様々な制約があります。道路上には、柵や標識などの道路付属物、電線などの空中施設が設置されており、さらに道路の地下にも、埋設物が設置されています。また、道路上の安全な通行を確保するために、道路構造令において建築限界が定められています。このように、街路樹は様々な制約の中で生育しています。

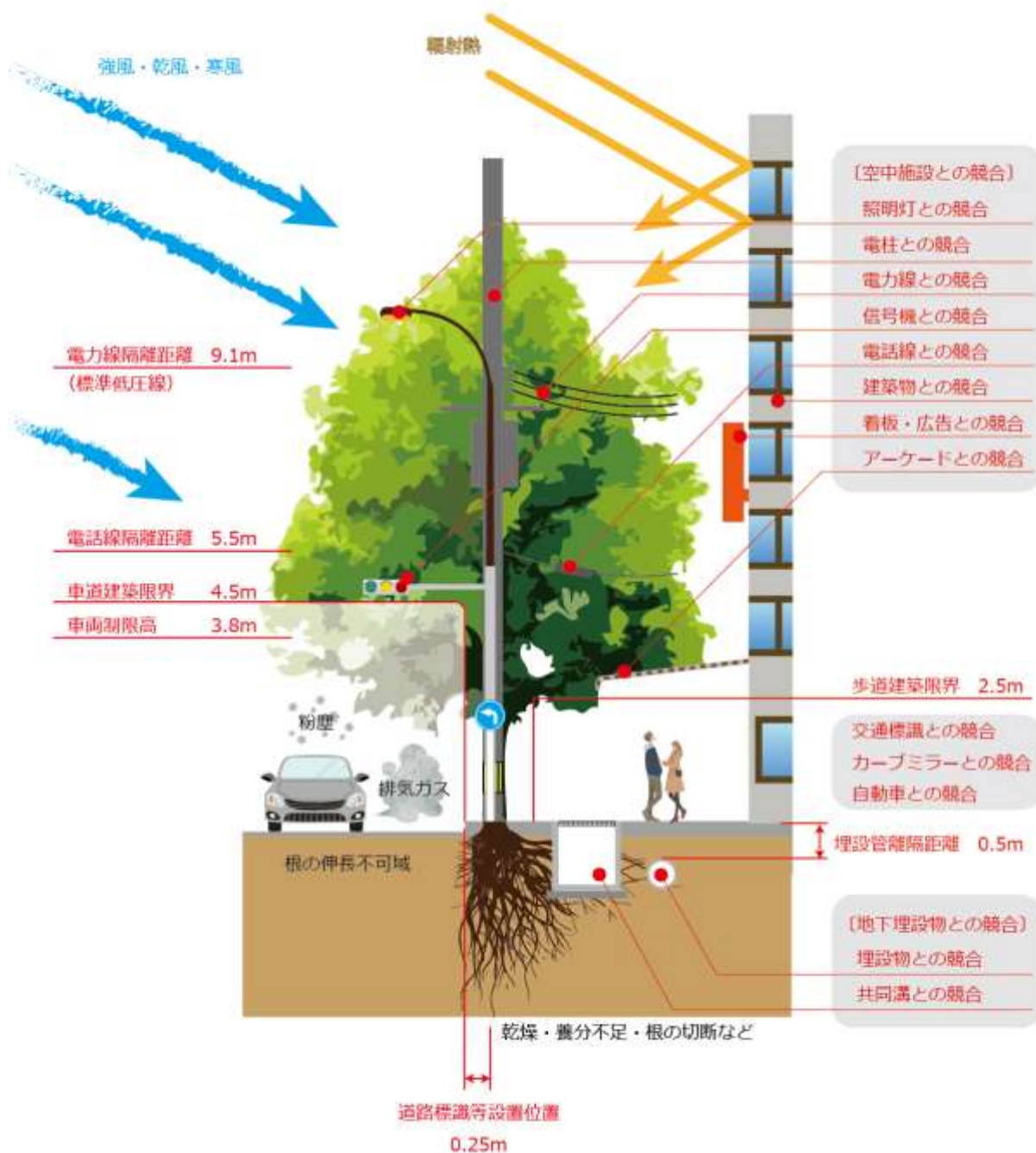


図 街路樹をとりまく様々な制約

(参考：街路樹 社団法人日本造園建設業協会)

(2) 公園樹の機能と特徴

公園樹は、都市環境における気象緩和や大気浄化などの物理的機能や、景観構成やプライバシーの確保などの視覚的・心理的機能の他、記念樹やランドマークとなる植栽など文化的象徴としての機能など多くの機能を有しています。

公園樹は、その公園や地域の性格や印象に関わる重要な施設であるため、公園樹の整備・管理においては、公園利用における安全性などを確保しながら、公園樹としての機能を総合的に発揮させ、公園ひいては地域の魅力向上につなげることが重要です。

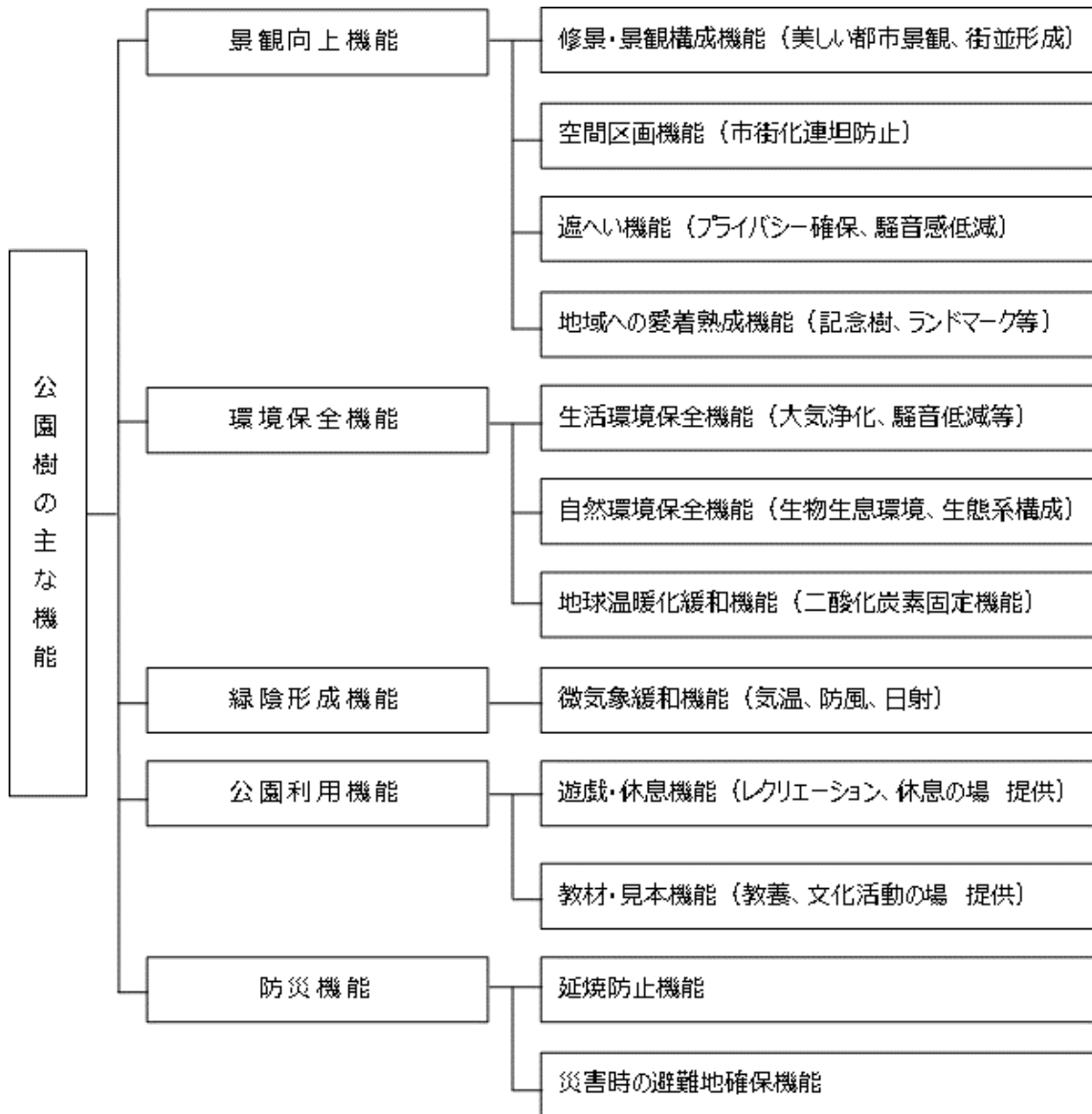


図 公園樹の主な機能

（参考：公園管理ガイドブック 一般財団法人公園財団）
公園緑地マニュアル 一般社団法人日本公園緑地協会）

第2章 大阪市の街路樹・公園樹を取り巻く状況

2-1 大阪市の概況

(1) 位置及び地勢

本市は、日本の近畿地方に位置する政令指定都市であり、府庁所在地として大阪府の中心的役割を果たしています。地勢的には、大阪平野の中央部に位置し、周囲を山地に囲まれた低地に広がっています。大阪市の西側は大阪湾に面しており、港湾都市として古くから発展してきました。市内を流れる淀川や大和川などの河川が流域を潤し、市内に広がる水路網もまた特徴的です。これにより、大阪は「水の都」とも呼ばれるほど水運が発達し、物流や商業の中心として重要な役割を果たしてきました。

また、平坦な地形が多く、標高は低いため、土地利用は農業から商業、工業に至るまで多岐にわたります。特に市内の北部は梅田や中之島といったビジネス街が広がり、南部には歴史的な繁華街である難波や天王寺があります。市内中心部は高度に都市化されており、高層ビルや地下街、鉄道網が発達しています。一方で、周辺部には大阪城や住吉大社等の歴史的な名所が点在し、都市と自然が調和した風景も見ることができます。

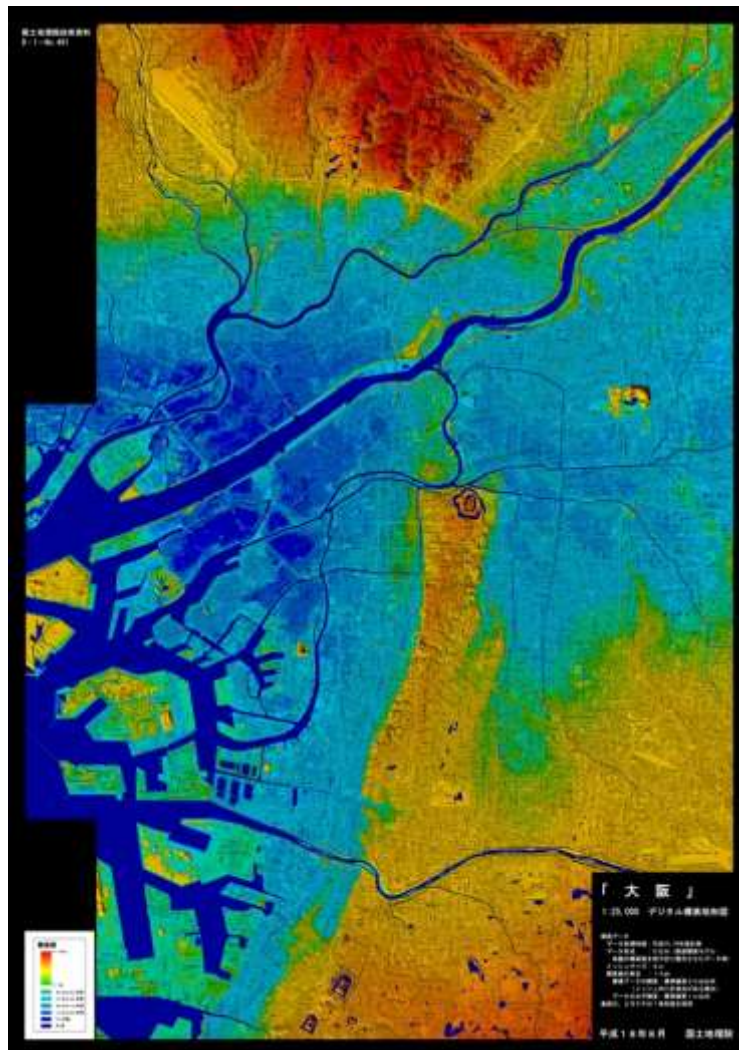


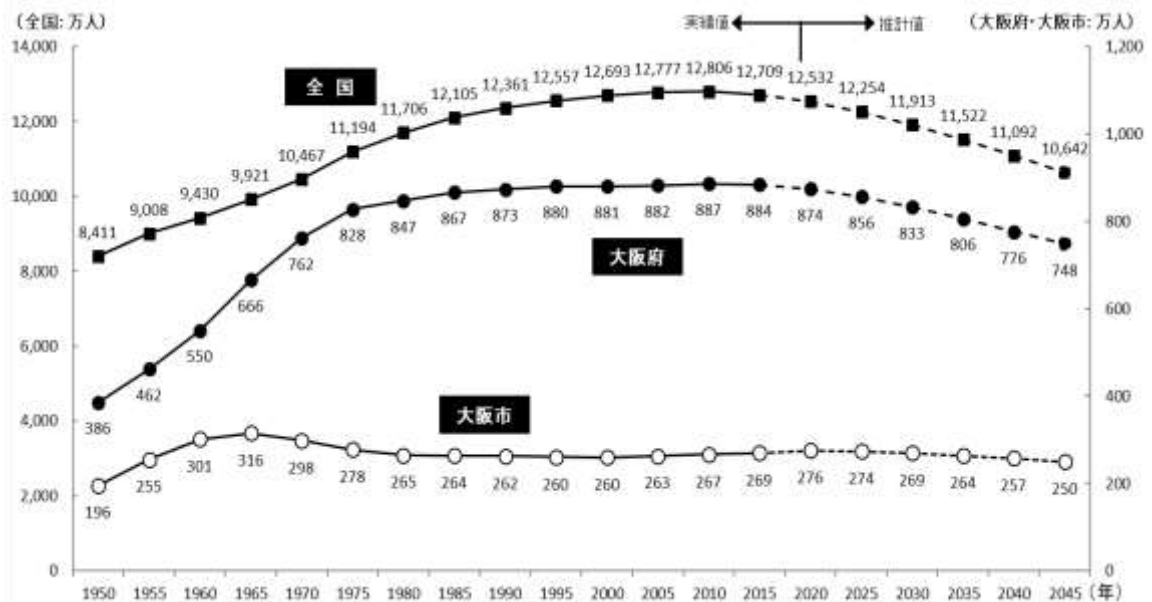
図 大阪の標高地図

出典：国土地理院 HP

(2) 社会条件（人口推移、土地利用現況）

①人口推移

大阪市の人口は、戦中戦後に人口減少時期がありましたが、1965（昭和40）年には約316万人まで回復し、その後一時的に減少したものの、近年は微増傾向が続き、2023（令和5）年度では277万人を超えています。



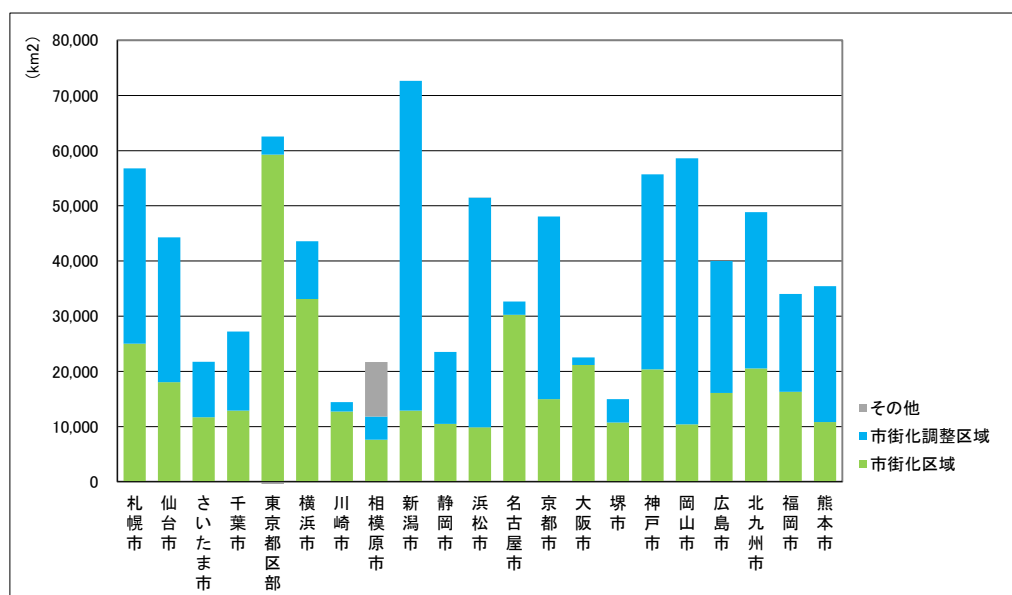
出典：大阪市人口ビジョン（2020（令和2）年3月更新）

（注）全国の将来推計値は出生中位（死亡中位）推計、大阪府の将来推計値は転入超過中の推計値による。
（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017（平成29）年4月推計）」、大阪府「大阪府の将来推計人口の点検について（2018（平成30）年8月）」、大阪市「大阪市の将来推計人口（2019（令和元）年度）」

②土地利用現況

大阪市の市街化の割合は、全国の他都市と比較して非常に高い水準にあります。大阪市の都市圏として長い歴史を持ち、特に中心部は密集した市街地が広がっています。市のほぼ全域が市街化区域に指定されており、商業、工業、住宅地が密接に発展しています。これは、東京 23 区や名古屋市と同様に、市街化区域が既にほぼ全て利用されていることを意味します。

他の都市と比較すると、大阪市の市街化区域の割合が高いことが特徴的です。たとえば、福岡市や札幌市などの他の大都市は、周辺にまだ農地や未開発地が残っている部分があるのに対し、大阪市の市街地の拡大余地が少ない状態です。



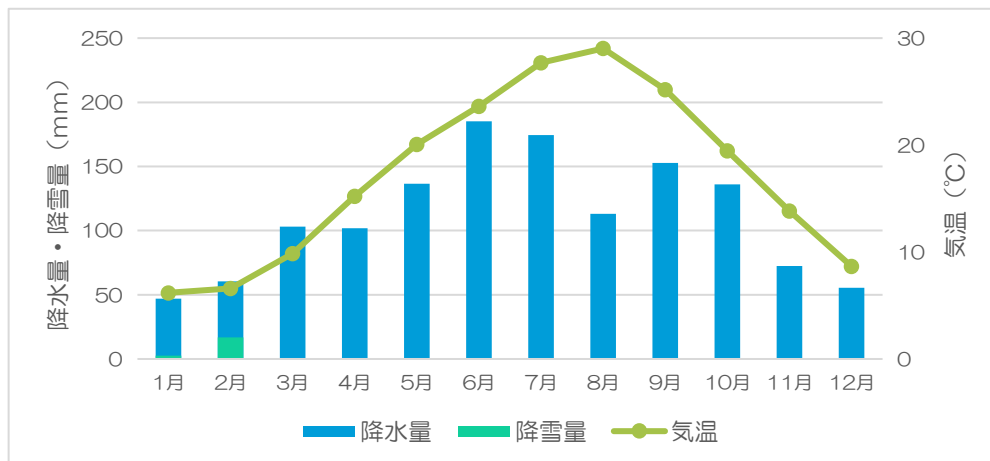
各政令指定都市の都市計画区域面積等の比較

出典：大都市公園機能共同調査 各市公園緑地プロフィール情報 2020

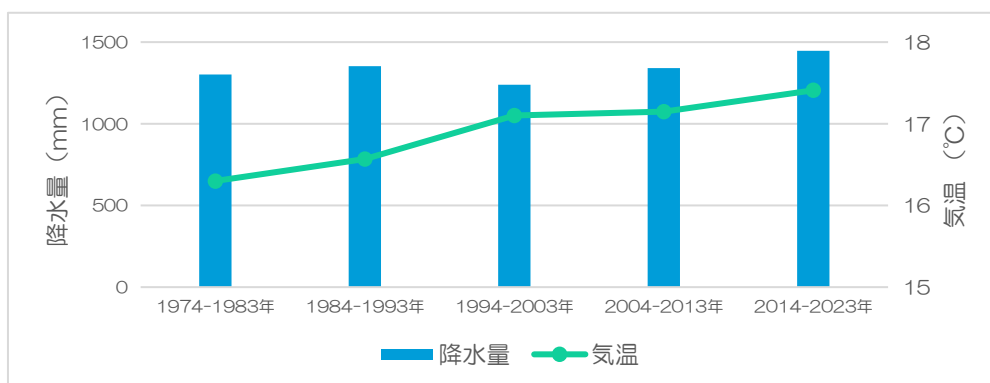
(3) 自然条件（降水量・降雪量・気温・日照時間・風速、都市内微気象）

①気象（降水量・降雪量・気温・日照時間・風速）

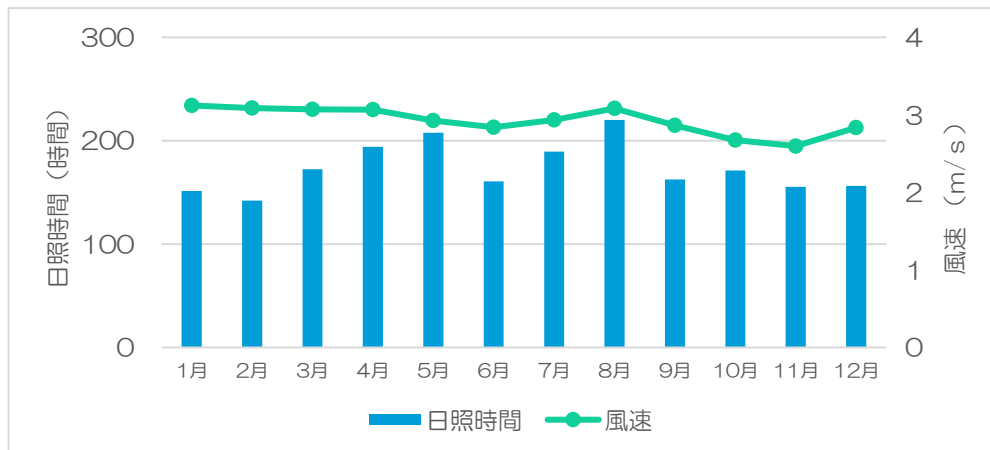
本市は温暖少雨の瀬戸内海気候に区分され、降水量は、6月に多く、年間降水量は約1,300mmです。降雪量は、過去9年間に渡ってほぼ観測されていません。平均気温は、夏季に28℃前後、冬季に6℃前後を示します。過去50年間の気温の推移をみると、近年40年間は上昇傾向にあります。日照時間は、年間を通してほぼ安定しており、年間日照時間は、約2,100時間です。風速は、年間を通して3m/s前後を示しています。



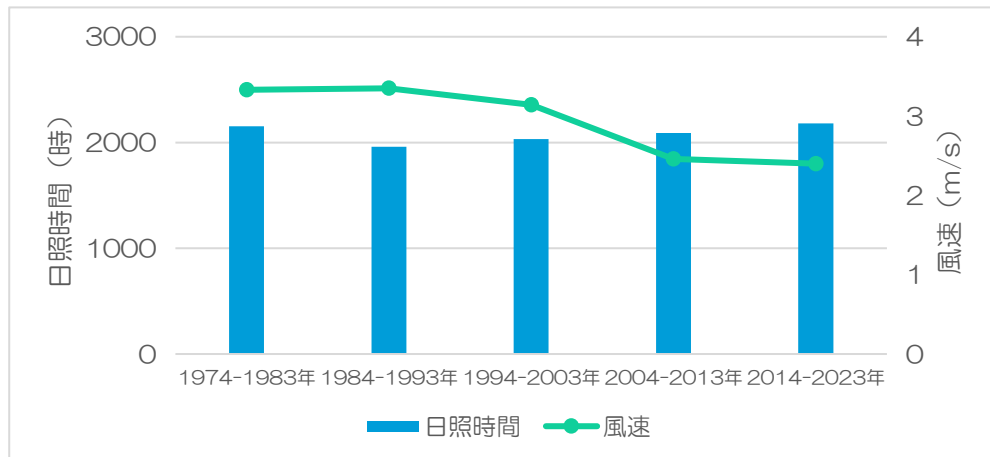
大阪市における月別平均降水量・降雪量および平均気温 出典：気象庁 HP



大阪市における10年間平均の降水量および気温 出典：気象庁 HP



大阪市における月別平均日照時間および平均風速 出典：気象庁 HP



大阪市における10年間平均の日照時間および平均気温 出典：気象庁 HP

②地象

(地形)

本市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約3kmの小高い台地がのびています。大阪市の市街地は、上町台地付近を除いて東から西へ徐々に低くなるほぼ平坦な地形をしています。

(地質)

大阪市の地盤は、中央部やや東寄りの上町台地とそれに連なる東南部の地域を除き、2/3に近い面積の土地が、淀川及び旧大和川等の河川によって堆積した「沖積層」でおおわれています。沖積層の厚みは各地で異なり、臨海部で全般に厚く、港区では25～40m、西区・北区でも25mに及ぶところがあり、東成・城東・鶴見区でも10～20mとかなり厚く堆積していますが、上町台地と住吉・東住吉・平野区など東南部では、沖積層がほとんどなく、洪積層が直接露出しています。

2-2 街路樹・公園樹に係る現況

(1) 本市における街路樹・公園樹の歴史

《本市における街路樹のはじまり》

大阪市における最初の街路樹は、1889（明治22）年頃で、当初は市内の川岸にヤナギ、サクラ等を植えつけられましたが、その後、1907（明治40）年頃から、堺筋をはじめ各町内の有志が植えたプラタナスやポプラ等を、1919（大正8）年から大阪市が管理することになったのが始まりです。イチョウ並木で有名な御堂筋では、1933（昭和8）年からイチョウの植栽が始まり、1937（昭和12）年の完成までに928本が植えられました。



御堂筋完成当時

《1955（昭和30）年～1965（昭和40）年代》

戦後のわが国経済の急成長は生活水準を著しく向上させましたが、その反面、環境保全の配慮が不十分であったため、都市では深刻な公害問題が生じました。本市も例外ではなく、大気汚染が社会問題となる中で、いち早く1964（昭和39）年4月に中馬馨大阪市長により「大阪をうるおいのある健康な町にするために、ここに強力な緑化運動を開始する。この運動は全市民の変わることのない願いとして今後百年間これを継続する」という「緑化百年宣言」を行い、これを契機に緑の量的拡大を図ってきました。



図 第1回大阪市都市緑化推進大会

この市民あがての緑化運動を継承・発展させる中で、長居公園の郷土の森、大阪城公園の市民の森の他、中小公園における植栽や、道路における多くの街路樹が植栽されました。この頃は、サワグルミやイチョウ、トウカエデなどが成長の早い樹木が多く植栽されました。

《1975（昭和50）年代》

1975（昭和50）年代は「人間性豊かなまちの創出」を原点に都市政策の展開を図る時代でした。量から質、まちづくりにおける快適さの追求、都市機能に対する文化性の高揚などがテーマとなった時代です。これを受け、緑の整備においては、より快適で魅力ある都市緑化を推進するため、都市景観の形成という面から幹線道路、主要な交差点、ターミナルといった多くの人の目にふれやすい場を積極的に緑化することにより、効果的に緑量の増大を図る「グリーンアップ計画」を展開しました。本計画では、視野

内緑量や緑被率の考え方が導入され、上空から見た緑量だけでなく、人々の視界に入る緑の量を増やすため、中央分離帯や街園、川沿いの道路や公園に高木の間隔を密に植栽してきました。



図 グリーンモール（谷町筋）



図 緑の拠点づくり（本町2丁目街園）

《1985（昭和 60）年代》

1990（平成 2）年の国際花と緑の博覧会（略称：花の万博）の開催に向けて、花の万博の精神を今後のまちづくりに活かすため、花と緑あふれるまちづくりを推進してきました。

生活道路など市民生活に密着した道路において花木通り（コブシ、ハナミズキなど）を整備するとともに、こどもたちに緑豊かな自然に接してもらうためのドングリ広場を整備するなど、緑化の質が多様になりました。



花木通り（城東区城運橋筋）



ドングリ広場（中央区広小路公園）

《1998（平成 10）年代》

花の万博開催後は、アメニティをキーワードに、住民の生活行動に着目した総合的な緑化を推進してきました。市域の中に緑の骨格づくりを推進するため、幹線道路における常緑樹の植栽や、目に見え肌で実感できる身近な緑を増加させるため、街区公園などの身近な公共施設における外周緑化などを推進してきました。



幹線街路の常緑樹（東成区千日前通）



公園の外周緑化（東成区玉津公園）

（２）街路樹・公園樹に関連する国の主な政策、法制度

○国の主な政策

本項では、我が国の街路樹・公園樹政策の歴史を、戦後から現代に至るまでの変遷を包括的に概観し、各時代の社会経済状況や環境意識の変化が、街路樹・公園樹政策にどのような影響を与えてきたのかを明らかにし、その過程でどのような課題が生じてきているかを整理しました。

〈高度経済成長期に量的拡大したインフラの老朽化対策〉

街路樹や公園樹は、戦後の1960（昭和35）年代から1970（昭和45）年代にかけ、戦後の復興、高度経済成長、四代公害病、急激な都市化などを背景に、国主導による都市緑化政策が強力に推進されてきました。1972（昭和47）年から始まった都市公園等整備5箇年計画や1976（昭和51）年に制定された緑化対策推進要綱を契機に街路樹や公園樹の量的拡大が進行し、本市においても急激に樹木本数が増加しました。

近年では、この時期に整備した樹木が一斉に大木化・老木化し、本市だけでなく全国的にも大きな問題なっております。このような背景を受け、2013（平成25）年に制定された国土強靱化対策要綱を契機に、安全基準や点検ガイドライン等が順次整備されるなど、樹木も含め安全性が強く求められるようになってきました。また、補助制度なども整備され、インフラの点検や計画的な更新等の維持管理に対する施策が急速に推進されるようになってきました。

〈安全・安心な暮らしを念頭においた樹木管理〉

1970（昭和45）年の障害者基本法の制定を契機に、道路や公園などの公共空間では、基準やガイドライン、補助制度などが整備され、バリアフリー化が一気に進みました。利用者の安全・安心を確保するため、整備基準が厳格になった一方で、大きく育った街路樹や公園樹は、安全基準を満たさなくなった樹木が出てくるなど、新たな問題が顕在化するようになりました。今後は、利用者の安全・安心を確保しながら、将来の樹木の成長を見据え、整備基準に適合した計画的な維持管理が求められています。

〈気候変動など都市の環境変化に伴うニーズへの対応〉

1960（昭和35）年代から1970（昭和45）年代に植栽された街路樹や公園樹は、公害に強く、早期緑化を実現するための樹種が積極的に採用されてきましたが、近年の地球温暖化の影響により、これまでは問題がなかった樹種でも枯れやすくなるなど、現在の気象条件に適さない樹種が出てきております。今後、街路樹・公園樹の機能・効果を最大限に発揮させるためには、樹木更新のタイミングで、現在の気象条件等に適した樹木への転換も必要となっています。

また、1998（平成10）年に制定された地球温暖化対策推進法を契機に、街路樹や公園樹には、ヒートアイランド対策や暑熱対策、脱炭素などへの貢献など、これまでで

上に都市の環境改善のため役割も期待されるようになってきています。こうした時代のニーズに合わせた樹種の選定も必要となっております。

〈1990（平成2）年代以降に整備されインフラ老朽化への対応〉

1990（平成2）年代以降の世界的な環境意識の高まりにより、1993（平成5）年に環境基本法が制定されましたが、この法律制定を契機に、都市環境の改善という観点から1960（昭和35）年代から始まった樹木の量的拡大は引き続き継続されました。

この時期に植えられた樹木は、現在、既に30年程度を経過しており、今後、これらの樹木も大木化、老木化を迎えると、更新が必要となってきます。

○道路構造令について

街路樹に関する法令及び基準は、国において道路法 30 条に基づき道路構造令が、1958（昭和 33）年に制定され、この中で、車道や歩道、植栽帯等の諸元が規定されました。

戦後の急激な自動車の増加とともに交通事故が多発したことを契機に、歩道整備が規定されましたが、歩道幅員は特別な理由がある箇所は並木を設ける場合でも 2.5m 以上と、現在に比べ大変狭い歩道幅員でした。

1970（昭和 45）年以降になると、歩行者の安全かつ快適な通行の確保、良好な道路環境の整備が求められるようになります。1970（昭和 45）年には、障害者基本法が制定されましたが、この同じ年に道路構造令が改正され、歩道幅員の最低幅員がさらに拡大されました。また、1982（昭和 57 年）の道路構造令改正では、歩者分離のための植樹帯に関する規定が追加され、歩道幅員の最低幅員も拡大されました。一方、植樹帯の幅は 1.5m 以上の幅員が、1.5m を標準とする規定に変更され、実質的には最低幅員が 1.0m 以上になりました。

道路構造令の制定当初は、歩道幅員が狭いなかでも、植樹帯の幅は比較的確保されていましたが、歩道幅員の拡大とともに、植樹帯の幅は最低幅員が縮小され、樹木にとっては生育する環境が厳しい状況となりました。

参考までに、2001（平成 13）年には、景観向上や環境保全のために植樹帯を原則設置する対象道路が拡大され、対象道路の級種は 4 種 1 級と 4 種 2 級（交通量が多い幹線道路）に規定されました。

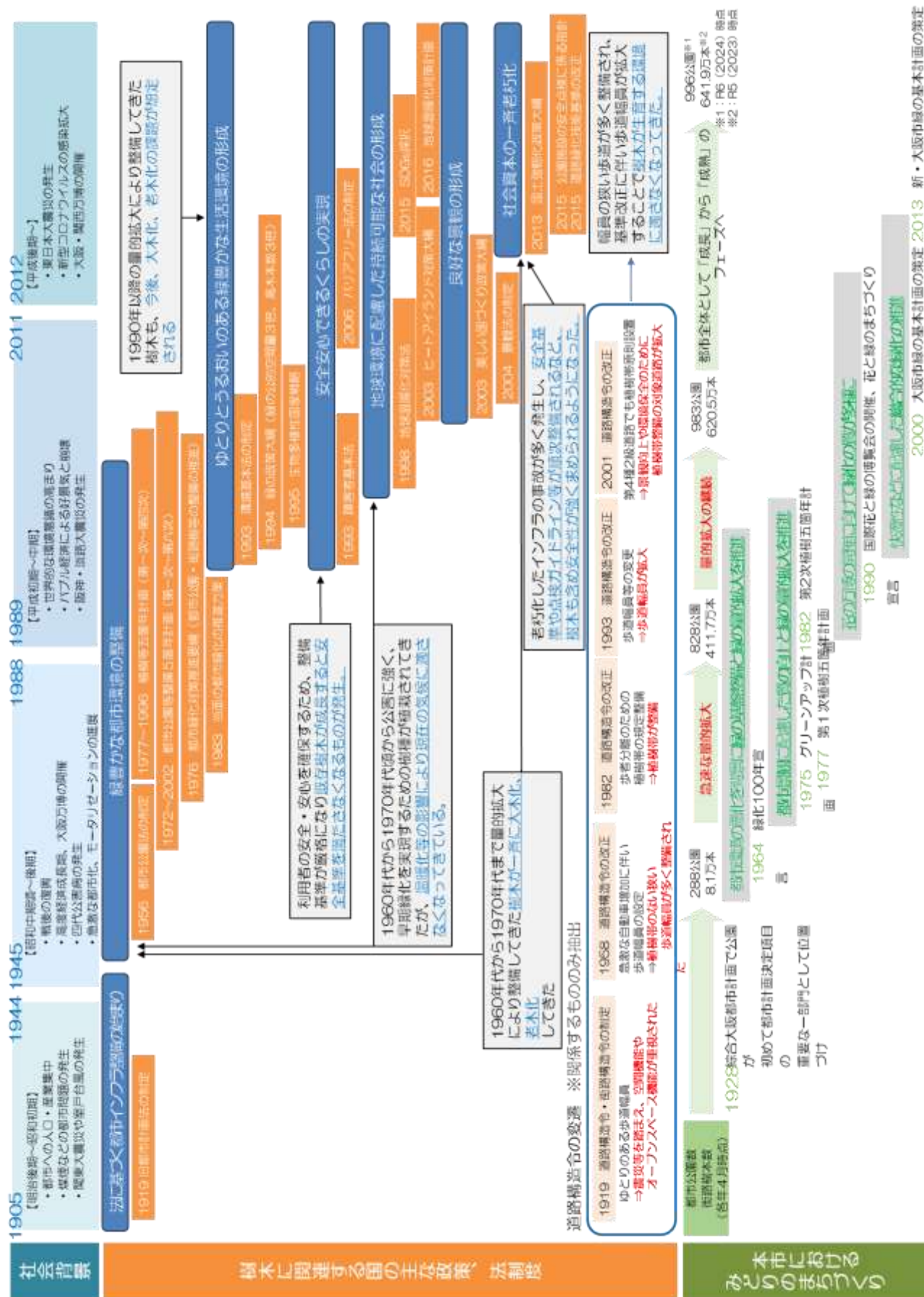
道路構造令		1958(S33)	1970(S45)	1982(S57)	1993(H5)
植樹帯幅		—	1.5m	1.5m を標準（ <u>1m</u> 以上 2m 以下を意味する）	
歩 道 幅 員	4 種 2 級	標準： <u>2.25m</u> (3.25m) 特別な理由によりやむを得ない場合：	標準： <u>3.0 (4.5) m</u> 歩行者少ない場合： <u>1.5(3.0)m</u> ※（）は、並木を設ける場合		交通量が多い場合： <u>3.5 (5.0) m</u> 以上
	4 種 3 級	を得ない場合：	標準： <u>1.5m (3.0m)</u> 歩行者少ない場合： <u>1.0(2.5)m</u> ※（）は、並木を設ける場合		その他の道路：
	4 種 4 級	<u>1.5m(2.5m)</u> ※（）は、並木を設ける場合			<u>2.0 (3.5) m 以上</u> ※（）は、並木を設ける場合

※道路構造令改正の変遷は、歩道幅員や植樹帯に関係するもののみを抜粋している。

また、道路緑化の技術基準については、1976（昭和 51）年に初めて「道路緑化技術基準」として国土交通省から通達され、1988（昭和 63）年、2015（平成 27）年の改正を踏まえ現在に至ります。

道路緑化技術基準	1976(S51)	1988(S63)	2015(H27)
道路緑化の基本方針	道路緑化は、道路交通の安全と快適性を高めるとともに、沿道の自然環境の保全、生活環境の改善に資するよう、積極的にその推進を図るものとする。	道路緑化は、道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るものとして、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等に資することを目的として、積極的かつ計画的にその推進を図るものとする。	道路緑化に当たっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、（中略）道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

これらの改定等の中で、街路樹の位置づけは変化し、特に、量的な拡大を基軸とするだけでなく、地域の特性を考慮した植栽構成や、交通の安全や維持管理への配慮が求められるようになってきました。



(3) 街路樹・公園樹に係る現況

①道路の概況

大阪市内の道路は、路線数 11,864、延長 3,676 キロメートル、面積 33.7 平方キロメートルとなっています（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在、高速道路・国道指定区間を除く）。これらの道路は、一般国道、府道、市道の 3 種類に分かれています。

表 本市の道路の路線数、延長

種別		路線数	延長 (km)	主な道路 ※愛称名称のあるものは愛称名称で表示
一般国道	指定区間外	7	66	国道 479 号線（内環状線） 国道 172 号線（みなと通） 等
府道	主要	14	116	新なにわ筋、なにわ筋、谷町筋、淀川 通あべの筋、あびこ筋 等
	一般	14	68	
	合計	28	184	
市道	主要	28	95	中央大通、此花通、南港通、都島通、 松屋町筋、上町筋、城北公園通 等
	一般	11815	3,331	
	合計	11,829	3,426	
大阪市管理合計		11,864	3,676	

②都市公園の概況

大阪市内の都市公園は、公園数 993 箇所、面積 889 ヘクタールとなっています（2025（令和 7）年 4 月 1 日現在、大阪府営公園、国営公園を除く）。これらは住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、特殊公園、大規模公園、緑道、都市緑地の 6 種類に分かれています。

表 本市の都市公園の公園数、公園面積

種別		公園数	面積 (㎡)	主な公園
住区基幹公園	街区公園	859	2,152,331	西梅田公園、堀江公園
	近隣公園	76	1,081,628	南天満公園、天保山公園
	地区公園	27	1,083,889	十三公園、真田山公園
都市基幹公園	総合公園	8	1,040,834	靱公園、南港中央公園
	運動公園	1	663,086	長居公園
特殊公園	風致公園	2	120,275	中之島公園、矢倉緑地
	動植物公園	1	261,281	天王寺公園
	歴史公園	2	1,075,481	大阪城公園、難波宮跡公園
大規模公園	広域公園	1	1,226,698	鶴見緑地
緑道		13	96,347	城北緑道、中之島緑道
都市緑地		3	75,301	正蓮寺川公園
大阪市管理合計		993	8,891,033	

（参考）公園種別ごとの誘致目的、誘致圏域、標準規模の考え方

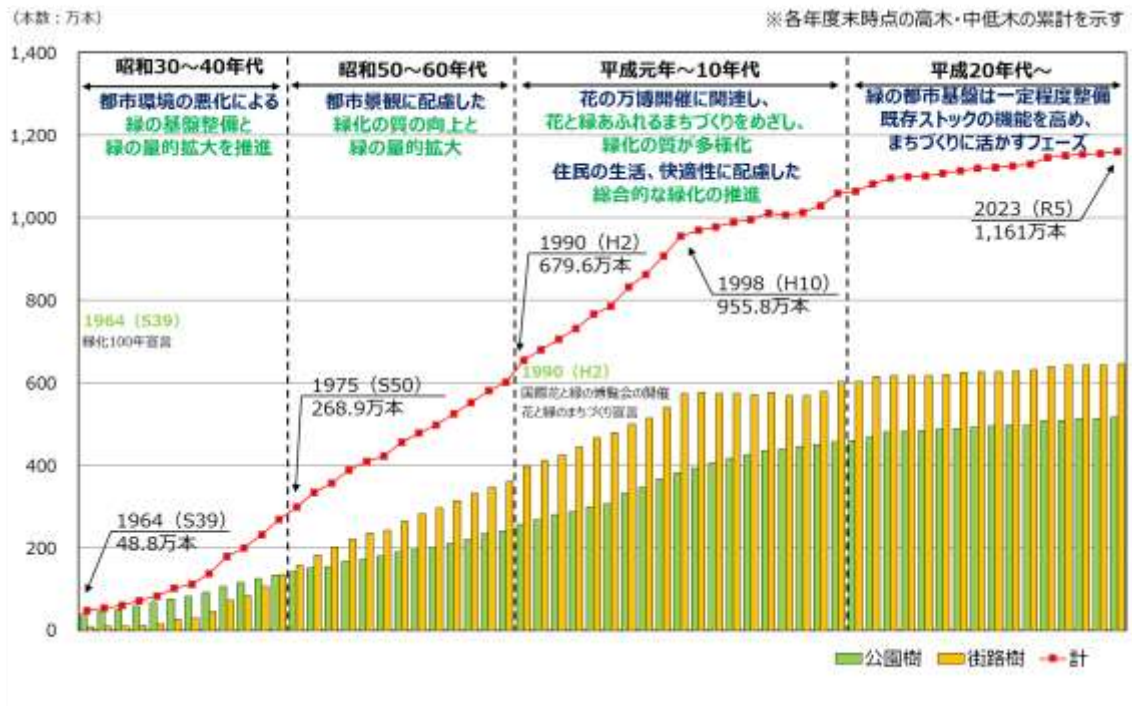
公園種別	設置目的、誘致圏域、標準規模
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準とすること
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること

出典：大阪市公園条例

③街路樹・公園樹に係る現況

(樹木本数の推移)

2023（令和 5）年度末時点で、市が管理する街路樹・公園樹は、高木・中低木の合計で、約 1,161 万本にのぼります。年度別の樹木本数の推移を確認すると、1955（昭和 30）年代後半から 1998（平成 10）年頃までに、多くの樹木が植栽されたことがわかります。



(街路樹の樹種上位 5 位の変遷)

1955（昭和 30）年代から 1965（昭和 40）年代にかけて、急激な都市化による公害等の発生により、都市の環境改善が求められたことから、樹木の植栽にあたっては、ポプラやプラタナスなど成長が早く丈夫な樹種が選ばれました。

1975（昭和 50）年代に入ると、台風や虫に弱く寿命が短いポプラなどは減少し、その代わりに大阪で生育が良好な樹種が多く植えられてきました。この頃までは、落葉樹が多く植えられていましたが、平成に入ると早期緑化樹は樹木更新の際に、別の樹種に入れ替えられ、代わりに常緑樹が増加してきました。

本市の街路樹の樹種上位 5 位の変遷

年	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
昭和 36 年※	ポプラ	プラタナス	アオギリ	シダレヤナギ	イチョウ
昭和 42 年※	ポプラ	シダレヤナギ	アオギリ	プラタナス	イチョウ
昭和 56 年※	トウカエデ	イチョウ	プラタナス	ポプラ	シダレヤナギ
平成 15 年	シラカシ	トウカエデ	イチョウ	ヤマモモ	クスノキ
平成 28 年	シラカシ	イチョウ	トウカエデ	ヤマモモ	クスノキ

※出典：大阪市公園局業務論文報告集（1984）

2-3 街路樹・公園樹の維持管理費の推移

街路樹・公園樹の維持管理費は、近年ほぼ横ばいで推移しています。一方で、近年の物価高騰、人件費高騰等の影響により、剪定の実作業量は2012（平成24）年度に比べて、約4割まで減少しています。

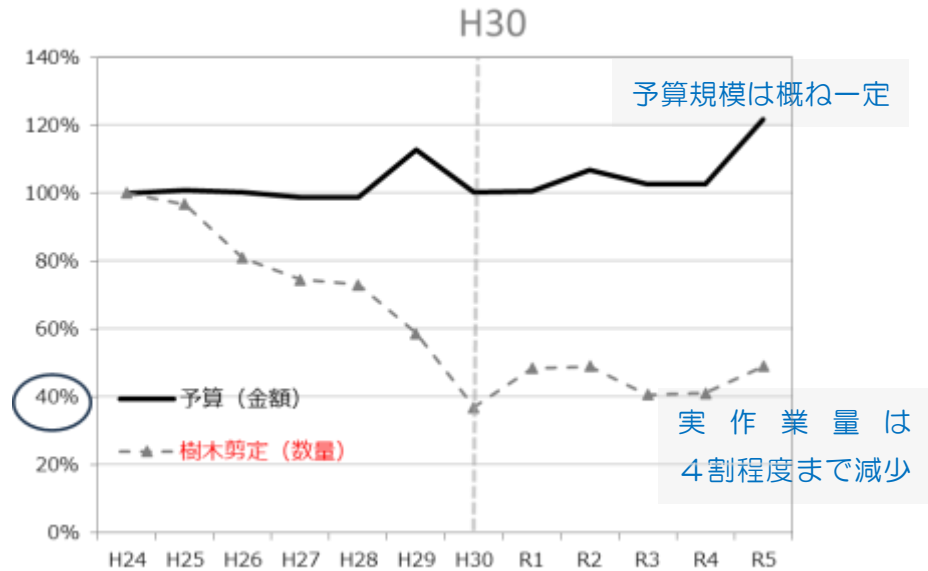


図 平成24年度を100としたときの街路樹・公園樹の予算規模と実作業の推移

2-4 街路樹・公園樹に対する市民意識

(1) アンケート調査

本市の街路樹や民有地内の樹木などの緑や公園などといった「大阪市のみどり」に対する市民の満足度やニーズなどについて、アンケート調査を実施しました。

《調査概要》

対象数：大阪市内にお住まいの20歳以上の方

実施期間：2024（令和6）年12月

回答数：1,000名

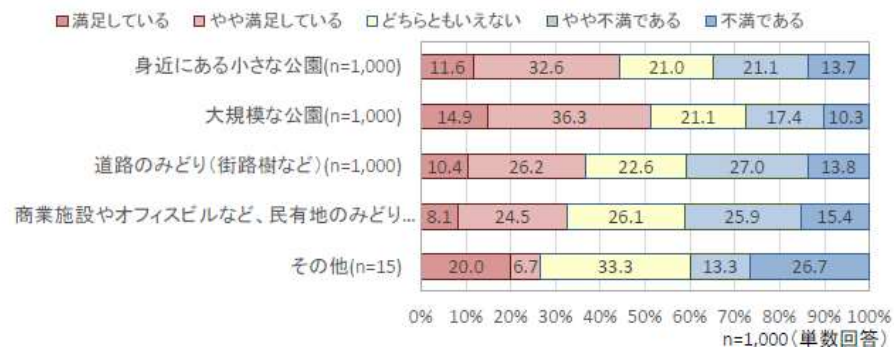
設問数：23問

《調査結果》※樹木に関する部分を抜粋

●みどりの満足度

市内の公園や街路樹、民有地などの緑について設問したところ、公園に対する満足度は比較的高い一方で、街路樹などの緑や民有地の緑に対する満足度は低い傾向にありました。

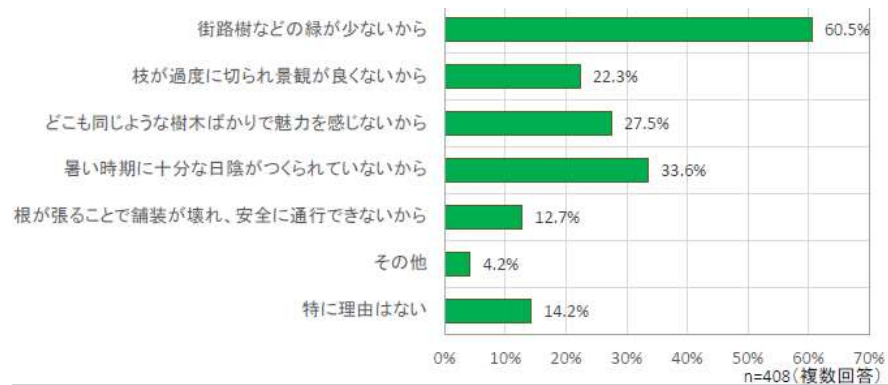
Q1：あなたは、次に挙げる「みどり」それぞれについて、どの程度満足していますか？



●満足度が低い理由

また、満足度が比較的低い、街路樹などの緑について、不満に感じる理由を質問したところ、「街路樹などの緑が少ない」と回答した人が最も多く、その他に「十分な日陰がつかられていない、魅力を感じない、景観が良くないなどの」の回答がありました。

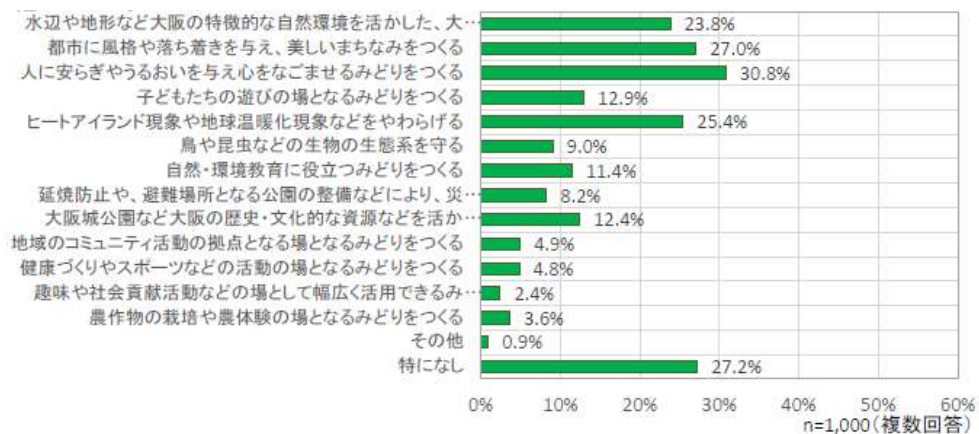
Q2：「道路のみどり（街路樹）」などについて「やや不満である」「不満である」とお答えいただいた方にお聞きします。「道路のみどり（街路樹）」に対して、不満に感じる理由は何ですか？



●みどりに対するニーズ

みどりに対するニーズを質問したところ、「美しいまちなみをつくる」、「やさらぎやうるおいを与える」と回答した人が最も多く、その他に「都市に風格や落ち着きを与え、美しいまちなみをつくる」「ヒートアイランド現象や地球温暖化現象の緩和」に多くの回答がありました。

Q3：今後、あなたが大阪市内のみどりに望むことは次のどれですか？



市民の満足度向上やニーズに対応するためには、街路樹や公園樹を健全に育成し、豊かな緑を実感できるような維持管理を推進するとともに、緑陰の形成や景観形成など、樹木が有する多様な機能を発揮させるための取り組みなどが求められています。

(2) 苦情・要望

街路樹・公園樹に関する苦情・要望の過去推移を調査したところ、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までは、2012（平成24）年度の特異値（樹木維持管理業者の契約が遅れたため、苦情・要望が突出して多い）を除き、年間1,500件から2,000件の間で推移していたものの、2015（平成27）年度以降に急激に増加しています。全体の要望件数のうち、9割以上が剪定に関する苦情・要望となっており、近年の物価高騰・人件費高騰等による剪定頻度の低下が考えられます。

一方、市民の安全・安心に影響を与える街路樹・公園樹の撤去・植え替えを行う安全対策事業が実施された2018（平成30）年度からは、要望件数が減少し、2015（平成27）年度と同水準にあります。

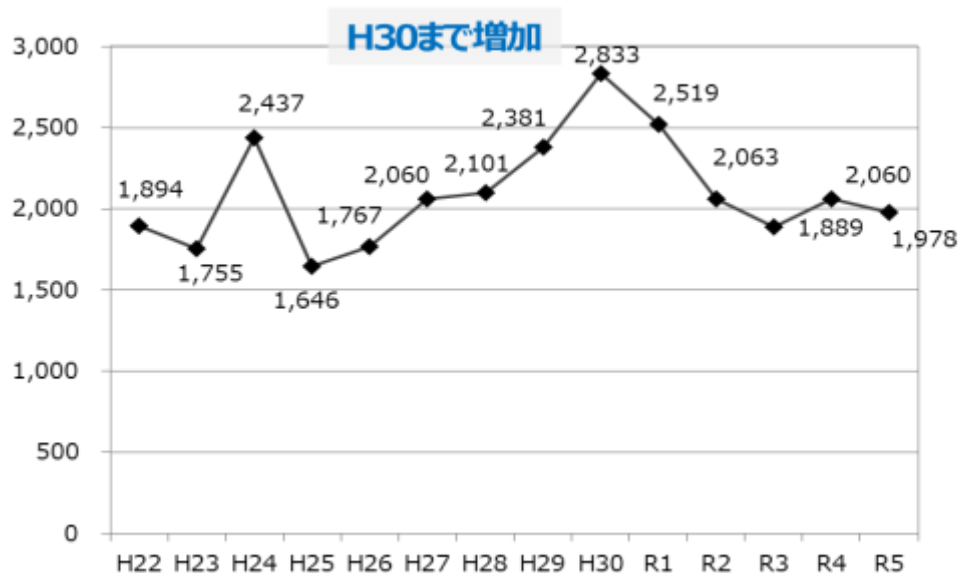


図 街路樹・公園樹の要望件数の推移

2-5 街路樹・公園樹に係る課題

(1) 樹木目線からの課題

【健全性の低下】

強剪定や生育空間の制限は、樹木の健全性に悪影響を及ぼします。過度な剪定で栄養供給が減少し、枝葉の成長が抑制されるため、樹木が弱くなります。また、根の発育を制限する環境では、水分や栄養の吸収が不十分となり、成長不良や病害虫のリスクが高まります。道路空間や公園空間に適した植栽の配置や樹種選定、植栽した樹種や生育空間に適した剪定が必要になります。

① 生育空間の不適合

【街路樹】

狭小路線に、将来大木となるアメリカフウが植えられており、枝を伸ばす空間がないため、強めの剪定を繰り返すなどにより生育を阻害しています。



【公園樹】

民地際に大木が植栽されており、枝を伸ばせず、剪定により不自然な樹形に仕立てられています。



② 混み合いによる競合

緑道や同一步道への複数列の植栽は緑豊かな景観を形成していますが、樹木を密に植栽した結果、植栽間隔が狭いため、枝同士が干渉しあうことで光を遮り成長が鈍化するなど、樹木同士で生育を阻害しています。



③ 強剪定による樹勢の低下

安全性の確保を目的としてその成長速度に応じてやむを得ず樹冠を強く剪定せざるを得なくなり、その結果樹勢の低下が見られます。



④ 病害虫による被害

サクラ、モモ、ウメ等のバラ科の樹木に寄生し、枯死等の甚大な被害を与える特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の分布が拡大しており、被害が拡大しないよう防除や伐採など早めの対策が必要となっております。



【環境への不適合】

樹木が環境に不適合になると、成長不良や病害虫の発生、枝が折れやすくなるなど樹木構造の弱体化が進行します。気候、湿度や土壌などが合わない場合、根の健康や光合成効率が低下し、樹木の機能が衰えます。環境に適合した適切な樹種選定、植栽環境の整備が重要となります。

① 気候条件の不適合

猛暑や記録的な大雨、日照不足など、近年の異常気象により、植栽した当初の気候条件（温度、降水量、湿度など）が大きく変わることで、樹木には適していない植栽環境となっています。



② 土壌の不適合

樹木が健全に育つためには健全な土壌が必要ですが、十分な土壌が確保できず生育に影響が生じています。



③ 生態系の不適合

外来種の樹木は繁殖力が強く在来種を圧迫してしまうなど、樹木がその生育環境に適合しない場合、周囲の生態系に悪影響を与える可能性があります。

環境省では、生体系に悪影響を及ぼす外来生物リストに掲載されている樹木を以下の通り定めています。

○対策を優先して行うことを推奨するもの

ニセアカシア

○緑化利用により影響の拡大が懸念されるもの

ナンキンハゼ、トウネズミモチ、シンジュ

【環境省の生態系被害防止外来種リストでの扱い】

- ・ ニセアカシアは産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）として掲載されており、在来種の生態系等に影響を与えることから、駆除や管理が必要な樹種とされています。
- ・ トウネズミモチ、シンジュは重点対策外来種（甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種）として、ナンキンハゼはその他の総合対策外来種（生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、総合的に対策が必要種）とされています。

【老木化の進行】

老木化は樹木の成長・耐性が低下し、病虫害や倒木のリスクが増大、景観や安全性にも影響を与えることから、定期的な点検による樹勢の確認が必要となっています。

(2) 利用者目線からの課題

【安全性の確保】

街路樹では、根上りによる歩道の不陸（凸凹）、建築限界の侵害などにより通行に支障が生じ、転倒や衝突など事故の恐れもあります。公園樹では、枝葉の民地侵入、架空線への支障や落ち葉清掃などの課題も見られています。

また、街路樹・公園樹ともに、特に樹木の大木化や老木化に伴い、強風などにより、倒木や枝折れなど、被害も大きくなります。また、成長とともに根を大きくはるため、また、根上りが増加します。

① 根上り、舗装の不陸、縁石の破損等（街路樹・公園樹）

根上がりにより縁石が破損している。特に歩道側は歩行空間の段差となり、通行を阻害します。



② 倒木（街路樹・公園樹）

大木化した樹木が、台風時など強風で倒れ、公園や道路の利用に支障となる事例が発生しています。

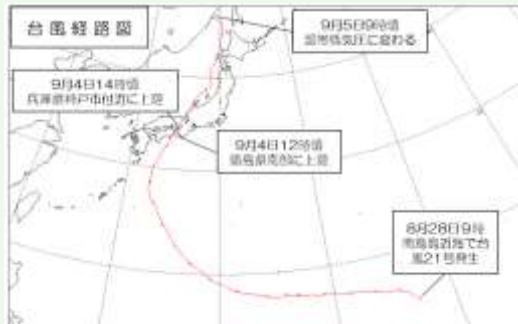




《TOPIX》台風21号での街路樹・公園樹の被害

2018（平成30）年9月4日の台風21号がもたらした最大瞬間風速47m/sを超える暴風では、本市が管理する街路樹や公園などの都市樹木において甚大な被害が発生しました。今後も、数十年に一度の自然災害での倒木被害の軽減に向けて、日常的な維持管理を着実に実施し、健全な樹木の育成が求められます。

《台風21号の概要》



■観測風速 観測所：大阪（中央区）

最大瞬間風速 47.4m/s

（4日14時03分）

※過去に45m/sを超えたのは、室戸

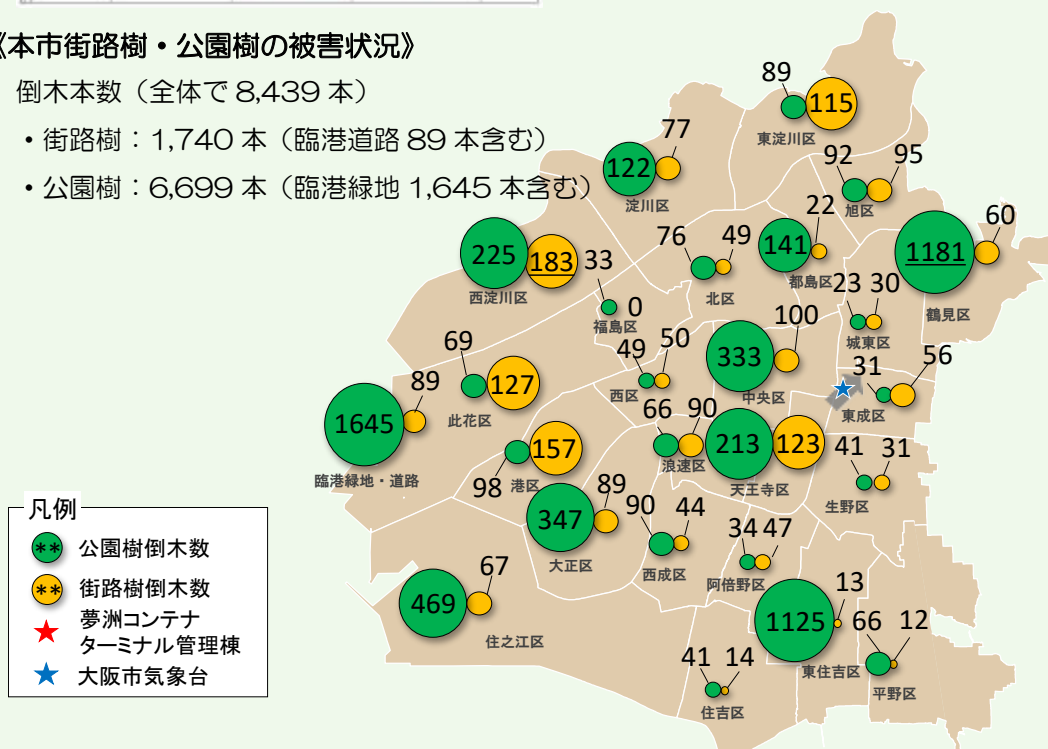
台風（1934（昭和9）年）と第2室戸台風

（1961（昭和36）年）の2回のみ

《本市街路樹・公園樹の被害状況》

倒木本数（全体で8,439本）

- ・街路樹：1,740本（臨港道路89本含む）
- ・公園樹：6,699本（臨港緑地1,645本含む）



凡例

- * 公園樹倒木数
- * 街路樹倒木数
- ★ 夢洲コンテナターミナル管理棟
- ★ 大阪市気象台

市内の公園樹・街路樹の被害状況（倒木）



街路樹の被害状況（中央区：御堂筋）



公園樹の被害状況（大正区：千島公園）

③ 歩道の有効幅員不足（街路樹）

有効歩道幅員が2m未満で、歩行者の十分な通行空間が確保されていません。



④ 建築限界の侵害（街路樹・公園樹）

下枝が建築限界（車道側高さ4.5m、歩道側高さ2.5m）を侵害する樹木があり、こうした樹木は見通しも遮ります。

⑤ 架空線障害（街路樹・公園樹）

樹木が大木化し、電線にかかっている樹木があります。





《事業概要》

樹木の健全な育成を図りつつ、公園樹・街路樹を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心及び安全な道路交通を確保するため、樹木の撤去・更新を行う街路樹・公園樹の安全対策事業を2018（平成30）年度～2024（令和6）年度まで実施しました。

樹木の撤去後は、樹木の健全な生長を促す空間を確保しつつ、必要に応じて若木や生長の緩やかな樹種への植え替え等を実施しました。

《対象樹木と実施規模》

街路樹

- ✓ 健全度が低下した樹木や、根上がりを起こしている樹木、交差点の見通しを遮っている樹木など、道路交通安全上の支障を来している緊急性の高い街路樹

2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの3年間 約9,000本

- ✓ 現時点で舗装が著しく損傷していないものの、根上がり等の現象が既に発生しており、今後さらに根上がり等が進行することで、安全な道路交通に支障を来すおそれのある街路樹（高木）

2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間 約2,600本

- ✓ 小学校周辺道路等において、アベリアなど生長が早く、視距阻害により歩行者の飛び出しなどを誘発しやすい街路樹（低木）

2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間 約13,000㎡



大径木化による歩道損傷（根上り）



腐朽菌の侵入による倒木事故



通行障害等が発生しやすい
小学校周辺道路等の低木

公園樹

- ✓ 健全度が低下した樹木のほか、民有地への越境、公園施設の損傷などを起こしている公園樹（高木）

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間 約7,000本



腐朽の進行による腐朽部の露出



H30.9月台風21号による
ヒマラヤスギの倒木被害



根により擁壁が押されている状況
（将来的に損壊するおそれあり）

【快適性の向上】

街路樹や公園樹は緑陰を確保し、輻射熱を緩和することにより、熱中症を予防したり、気象を緩和することができますが、電線などへの接触を避けたり、近隣住民からの落葉の苦情などもあり、どこでも樹冠を大きくできるわけではありません。道路や公園の快適性を向上させるためには、樹木の植栽環境や地域の住民の皆様の理解を得ながら、緑陰を形成するような樹形としていくことが必要となります。



【景観の悪化】

樹木の生長に伴い、道路通行の安全性確保や樹木同士の競合、市民からの落ち葉対応要望などのため、樹木本来の樹形を損なうような剪定をやむを得ず行い、景観の樹木が悪化してしまいます場合があります。

巨木化した樹木の強剪定による樹形悪化





《TOPIX》大阪・関西万博開催に向けた環境整備の取組み

本市では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）期間中の来場者の安全かつ円滑な移動を実現するため、自動車や自転車のアクセスルートの環境整備を実施しました。また、万博会場だけでなく宿泊エリアや観光スポットなどの主要集客エリアにおいて環境整備や景観向上に取り組みました。

本事業では、環境整備や景観向上の一環として、樹形を整えるための丁寧な剪定に取り組み、大阪を訪れる方に美しいまちや大阪の良さを感じていただけるよう、街路樹の美しい樹形と緑陰により、本市一丸となって「おもてなし」のための環境整備を実施しました。今後も、本事業により美しく整えた街路樹を維持していけるよう、計画的な維持管理に取り組みます。

●実施期間

2023（令和5）年度～2025（令和7）年度

●対象エリア

《アクセスルート》 大阪・関西万博来場者の安全かつ円滑な移動を実現するため、シャトルバス等が走行する夢洲会場へのアクセスルートにおいて、街路樹の剪定や補植など環境の整備を実施しました。

《主要集客エリア》 多くの大阪・関西万博来場者をお出迎えする新大阪駅や大阪駅等の主要ターミナルや宿泊エリア、観光スポットなど市内の主要集客エリアにおいて、歩行者の安全安心な通行確保や良好な街路景観の形成のため、街路樹の剪定、補植などを実施しました。



万博関連事業実施エリア

強い剪定により、太い枝だけを残している



これまで

美しい樹形をめざして細い枝を残している



現在（2025（令和7）年）



（参考）将来イメージ

(3) 管理者目線からの課題

【限りある予算での管理】

本市の街路樹・公園樹は、樹木の成長に伴う維持管理費の増加が見込まれるだけでなく、近年の人件費高騰による維持管理コスト増などもあり、維持管理による財政負担が課題になっています。中長期的な視点で維持管理目標を定め計画的かつ効果的に維持管理することが求められます。

【品質維持・向上】

本市では、街路樹・公園樹の維持管理を基本的に請負方式により実施しています。少子高齢化に伴い、熟練技術者・技能者の高齢化と退職、担い手の減少により、技術・技能の継承が困難になっています。

今後も、長期にわたり緑豊かで美しい樹形を維持していくためには、受注者・発注者双方において担い手を育成するだけでなく、発注者側の管理マニュアルの策定・運用などにより、安定した品質を維持する必要があります。

【業務の効率化】

樹木の維持管理は、点検・調査、事業計画の立案、剪定など作業が多岐にわたるだけでなく、管理対象となる樹木も膨大であることから、すべての樹木を管理するためには多くの時間と労力がかかります。

少子高齢化による生産年齢人口の減少の影響により、官民双方において技術者・技能者の担い手不足が生じている中、膨大な樹木を適切に維持管理するためには、デジタル技術を活用した業務効率化を進め、生産性を向上させる必要があります。

【樹木に関する情報・価値の共有と発信】

街路樹・公園樹は市民が身近に感じることのできる「みどり」ですが、アンケートの結果をみると興味や関心が低い結果となっています。日頃の維持管理への理解や協力を得るためには、まずは街路樹や公園樹について知ってもらい、身近な存在として感じてもらうことが重要です。

そのため、樹木についての情報を様々な形で共有・発信することで、その樹木の価値をより多くの方々に知って頂き、樹木管理への理解、さらには、市民の参画につなげて行くことが必要になります。

2-6 上位計画・関連計画

(1) 大阪市緑の基本計画〈2026〉

■基本理念

みどりの魅力あふれる大都市・大阪
～誰もが住みたい・働きたい・訪れたいと思う「みどりの都市」へ～

■基本方針

【方針①】都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”

都市の中で求められる多様なみどりを確保しながら、公園や道路をはじめとした都市内の樹木を丁寧に育成するなど、都市を支える健全で快適なみどりを育む

【方針②】まちの多様な「みどり」を“活かす”

まちの価値向上が図られるよう、産・官・学・民がそれぞれの目的やニーズに応じて、まちの多様なみどりを自由な発想で柔軟に活用する

【方針③】人と人が「みどり」で“つながる”

一人ひとりの豊かな都市生活（住む、働く、訪れる）の実現に向け、みどりを“育む・活かす”取組をきっかけに、人々が集い交流し、みどりを中心としたコミュニティ醸成につなげていく

■リーディングプロジェクト

■次期計画期間（10年間）のみどりのまちづくりを先導するプロジェクト

■みどりへの興味・関心を高める取組と、みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出す取組をそれぞれ4事業（計8事業）設定

	①みどりへの興味・関心を高めるプロジェクト	② みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出すプロジェクト
【基本方針①】 “育む”	多くの人に認識される 街路樹・公園樹の景観・快適性向上 開発に合わせた民有地 緑化の推進	市内全域における 街路樹・公園樹の計画的な保全育成 利用者の意見を反映した 公園の魅力向上
【基本方針②】 “活かす”	多様な主体による みどり空間の幅広い活用	地域・エリアのステークホルダー によるみどり空間の活用・運営
【基本方針③】 “つながる”	多様なツールを活用した みどりの情報共有・発信	みどりのまちづくりに 参画・支援する取組の展開

(2) 大阪市景観計画（2006（平成18）年2月策定、2024（令和6）年4月改訂）

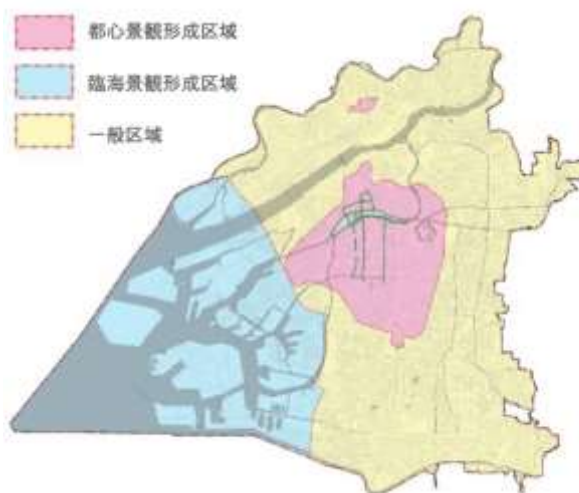
大阪市景観計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、「大阪都市魅力想像戦略2025」、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくり2030構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

同計画では、本市の景観特性や景観形成の課題を受け、本市における景観形成の意義を踏まえた景観形成の目標を以下のとおり定めています。

景観形成の目標：

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい景観をつくる

景観形成の目標の実現に向け、市域全域を景観計画区域として定めるとともに、景観計画区域を「基本届出区域」、「重点届出区域」、「まちなみ創造区域」により構成することで、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図ることとしています。



基本届出区域（3区域）



重点届出区域（7地区）



まちなみ創造区域（1地区）

（３）大阪市 DX 戦略（2023（令和 5）年 3 月策定、2024（令和 6）年 3 月改訂）

DXの進展を背景に、行政においてもあらゆる政策領域において、デジタル技術を活用した課題解決、新たな価値創出が進められています。

大阪市では、データやデジタル技術の活用を前提に、サービスの利用者目線で、大阪市のまちや地域のあり方、サービスや行政のあり方を再デザインし、社会環境の変化にも的確に対応していくことにより、大阪市の生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ（well-being）を実感できる都市への成長・発展をめざし、令和5年3月（令和6年3月改訂）に「Re-Designおおさか ～大阪市DX戦略～」を策定し、DXを推進しています。

本戦略に基づく取組を加速化・深化させるには、DXを強力に推進することが重要であるため、DX戦略の理念を取り込んで本戦略の取組を推進します。



第3章 街路樹・公園樹管理の基本的な考え方

本章では、前章までの街路樹・公園樹の現況や課題、また、上位計画等を踏まえ、本市の街路樹・公園樹のあり方、目指すべき街路樹・公園樹の将来像と目標を定めます。

3-1 街路樹・公園樹の維持管理の基本的な方向性

街路樹・公園樹の役割

街路樹・公園樹は、都市の景観・快適性向上や環境保全に貢献するなど、都市の価値を高め、市民生活を支える重要な都市インフラ

これまでの街路樹・公園樹の方向性

- ✓ もともと自然のみどりに恵まれず、市街化が進行しており、緑化の拡大余地が少ない環境。
- ✓ 本市では、1955（昭和30）年代以降、積極的に植栽をし、量の拡大を進めた結果、一定の緑のストックを形成。
- ✓ そのときどきの時代のニーズに応じた政策・施策により、量的拡大だけでなく、質的向上も進めてきた。



一方で、人口減少や物価高騰、気候変動、市民ニーズの多様化など社会情勢の変化などにより、街路樹・公園樹では、様々な課題が顕在化。

街路樹・公園樹に係る課題

街路樹・公園樹に係る課題を3つの視点から整理すると以下のとおり。

- 《樹木目線》 健全性の低下、環境への不適合、老木化の進行
- 《利用者の目線》 樹木を起因とした道路や公園の安全性の低下
強い剪定などによる快適性の低下、景観の悪化
- 《管理者目線》 限りある予算、品質維持・向上、
業務の効率化、樹木の価値・情報の発信



こうしたことから、本市におけるこれからの街路樹・公園樹の管理の方向性は、以下のようなことが求められます。

これからの街路樹・公園樹の方向性

- 都市インフラとして**健全な樹木の保全育成を目指す**
- 定期的な点検による蓄積したデータに基づきながら計画的に適時適切な剪定を実施するなど、樹木管理のDXを強力に進めながら、**中長期的な視点で樹木の生育環境に応じた計画的な保全育成**に取り組む
- 市民・事業者等と情報共有しながら連携するなど、**樹木を共に育てるしくみづくり**に取り組む

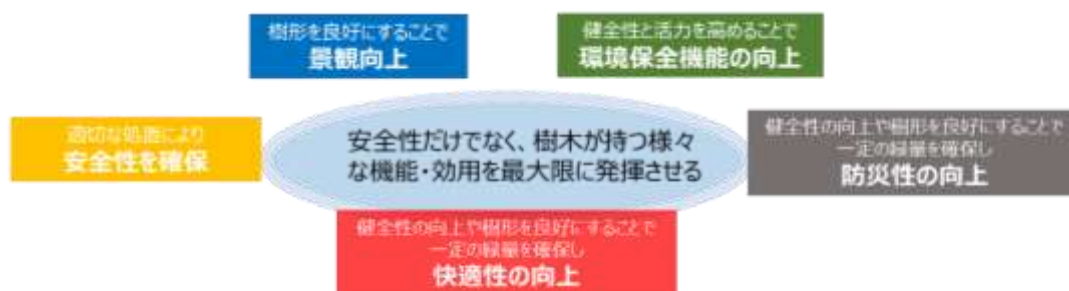
3-2 街路樹・公園樹管理の目標及び基本的な考え方

(1) 街路樹・公園樹の維持管理目標

本市では、これからの街路樹・公園樹の方向性を踏まえ、維持管理目標を次のとおり設定します。

街路樹・公園樹の維持管理目標

市民生活を支える都市インフラとして**安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮**できるよう、**道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成**



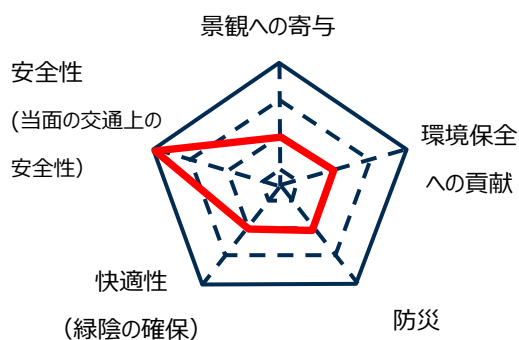
《解説①》「安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮」とは？

ここでは、「安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮」について、具体的にどのようなイメージかを写真や概念図で示します。

強めの剪定により、安全性は確保されているものの、その他の機能・効用が十分に発揮できていません。



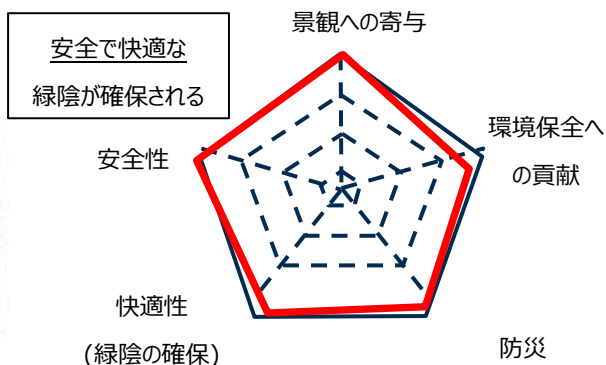
現在の樹形



樹木の剪定手法や剪定頻度、樹木の配置を見直すことで、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮させます。



目標とすべき樹形



👉 《解説①》 「安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮」とは？

ここでは、維持管理目標における「安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮」するとは、具体的にどのようなイメージかを詳しく解説します。まずは、街路樹を対象に現状の具体的な問題を上げ、今後、本戦略に基づく取組後にこれらの問題がどのように解決されるかを示し、それらによってどのような機能・効用が向上するかを下図のとおり示します。

現状の問題



樹木が大きくなり成長することで、道路交通等の安全性が低下しています。また、枝葉のバランスも悪く景観が悪化しています。

今後イメージ



目標の樹形と樹高を定め、定期的に剪定することにより、道路交通等の安全性が確保されるだけでなく、美しい街路樹が形成され景観が向上します。

説明文外側の枠線の色は、樹木のもつ機能・効用のどれに関連するかを表す

- 景観
- 防災性
- 環境保全機能
- 快適性
- 安全性

【街路樹編】



強めの剪定で樹冠が小さく、また、老木化により病害虫の発生や腐朽などの生育不良を起こしています。倒木の恐れや根上りによる転倒など、道路交通の安全性低下だけでなく、緑量が少ないため、環境保全や防災性だけでなく快適性の低下、景観悪化を招いています。



大木化した樹木を更新することで、安全性が向上するだけでなく、環境保全や防災性、快適性や景観の向上が期待できます。

👉《解説①》「安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮」とは？

維持管理目標における「安全性を確保しつつ、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮」するとは、具体的にどのようなイメージかを解説します。

次に、公園樹を対象に具体的にどのようなイメージかを解説します。

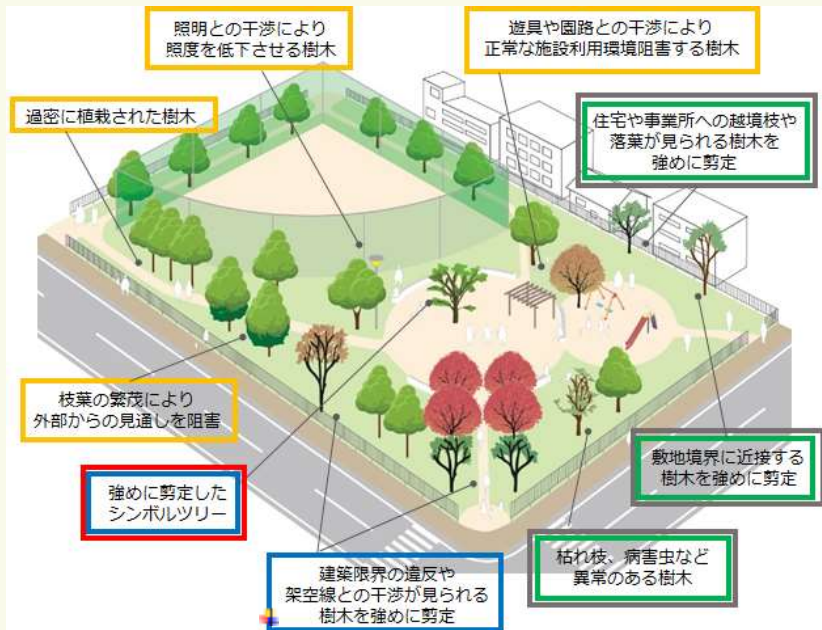
現状の問題

【公園樹編】

例えば、取組み前の黄色のみで囲われた部分は、強めの剪定で樹冠を小さくし、安全性は確保されていますが、景観や快適性などの機能は十分に発揮されていません。

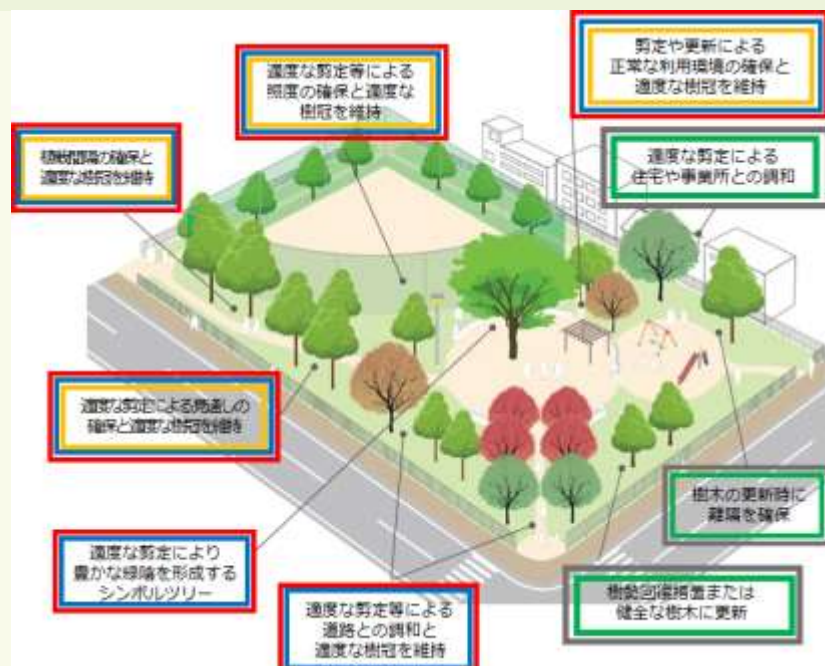
説明文外側の枠線の色は、樹木がもつ機能・効用のどれに関連するかを表す

- 景観
- 防災性
- 環境保全機能
- 快適性
- 安全性



今後イメージ

取組後は、適切な剪定方法や頻度で管理を行うことで、適度な樹冠を維持し、環境保全や防災性だけでなく、快適性や景観などの機能・効用の向上が期待できます。



《解説②》「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とは？

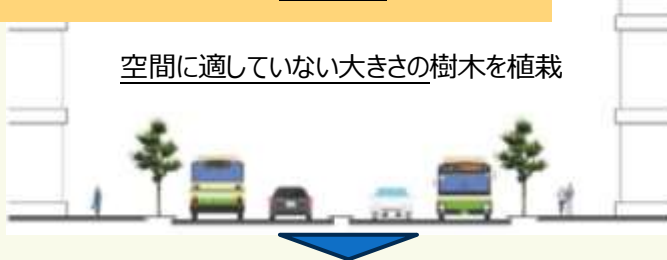
維持管理目標における「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とするとは、具体的にどのようなイメージかを解説します。

■植栽環境に応じて適正な樹木の配置や樹種に見直す！

【街路樹編】

将来的にめざす樹木の大きさ（目標樹形・目標樹高）を見越して、植栽する空間の大きさに適した間隔や位置で樹木を配置し、樹種を選定します。それにより、本来の自然樹形に近い形で樹木の大きさをコントロールし、無理のない持続的な管理が可能となります。

空間的にゆとりのある広い場所でのケース



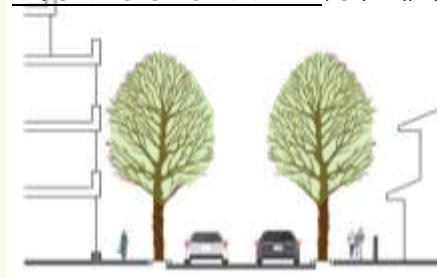
空間的にゆとりがあるにも関わらず、樹木がもつ機能・効用を十分に活かしきれていない



上記のような問題が一定解消される

空間的にゆとりのない狭い場所でのケース

空間に適していない大きさの樹木を植栽



将来、根上りや視距阻害などが問題が発生する可能性が高く、こまめな剪定が必要となり維持管理費も増える

空間に適した大きさになる樹木を植栽



上記のような問題が一定解消される

👉《解説②》「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とは？

維持管理目標における「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とするとは、具体的にどのようなイメージかを解説します。

■植栽環境に応じて適正な剪定方法や剪定頻度に見直す。 【街路樹編】

空間に応じた目標とする樹形や樹高に向けて、樹木にできる限り負担をかけないよう適切な頻度で剪定し、空間に適した大きさに維持する。そうすることにより、本来の自然樹形に近い形で樹木の大きさをコントロールし、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮することができます。

空間的にゆとりのある広い場所でのケース



空間的にゆとりがあるにも関わらず、樹木がもつ機能・効用を十分に活かしきれていない

樹木に負担のかからないよう適切な剪定頻度で
空間に適した大きさに維持する



上記のような問題が一定解消される

空間的にゆとりのない狭い場所でのケース



強めの剪定により、景観が悪化するだけでなく、樹木にも負担がかかり健全性が低下する

樹木に負担のかからないよう適切な剪定頻度で
空間に適した大きさに維持する



上記のような問題が一定解消される

👉《解説②》「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とは？

維持管理目標における「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とするとは、具体的にどのようなイメージかを解説します。

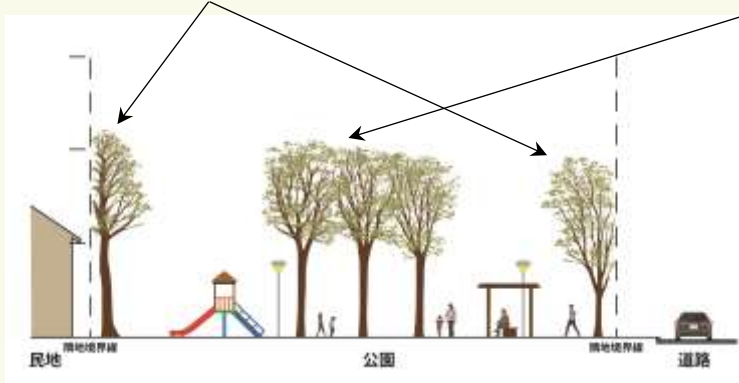
■植栽環境に応じて適正な樹木の配置や樹種に見直す！

【公園樹編】

将来的にめざす樹木の大きさ（目標樹形・目標樹高）を見越して、植栽する空間の大きさに適した間隔や位置で樹木を配置し、樹種を選定します。それにより、本来の自然樹形に近い形で樹木の大きさをコントロールし、無理のない持続的な管理が可能となります。

道路や民地に隣接して樹木を配置し、
枝が越境するためやむなく強めの剪定

緑量を確保するため密に植栽した結果、
樹木同士が競合している



空間に適した樹種を適正な位置に配置できていないため、樹木がもつ機能・効用を十分に活かしていない



空間に適した大きさになる樹種を適正な位置に植栽



上記のような問題が一定解消される

👉《解説②》「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とは？

維持管理目標における「道路、公園など植栽環境に応じた健全で活力ある樹木を保全育成」とするとは、具体的にどのようなイメージかを解説します。

■植栽環境に応じて適正な剪定方法や剪定頻度に見直す！

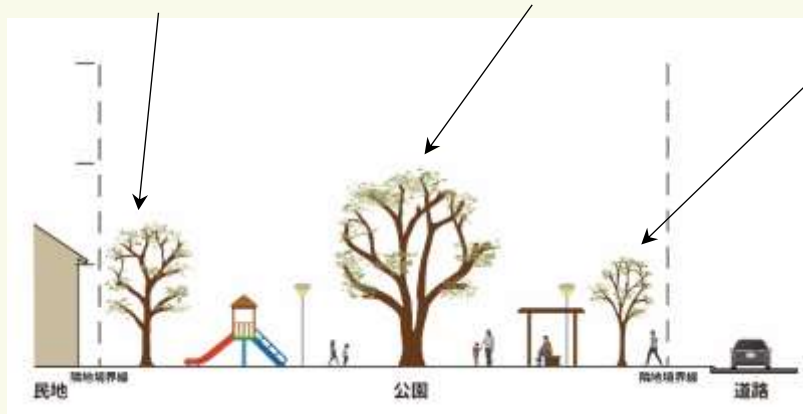
【公園樹編】

空間に応じた目標とする樹形や樹高に向けて、樹木にできる限り負担をかけないよう適切な頻度で剪定し、空間に適した大きさを維持する。そうすることにより、本来の自然樹形に近い形で樹木の大きさをコントロールし、樹木のもつ機能・効用を最大限に発揮することができます。

隣接する民地へ枝葉が越境しないように強めに剪定

枝の落下事故等が起こらないよう強めに剪定

隣接する道路へ枝葉が越境しないように強めに剪定



安全性を重視した結果、強めの剪定により、景観が悪化するだけでなく、樹木にも負担がかかり健全性が低下する

樹木に負担のかからないよう適切な剪定頻度で
空間に適した大きさを維持する



上記のような問題が
一定解消される

（2）街路樹・公園樹の将来像

大阪市では、街路樹・公園樹の維持管理目標を達成することにより、次のようなまちづくりを進めます。

健全な樹木の育成により安全で快適な暮らしやすいまち

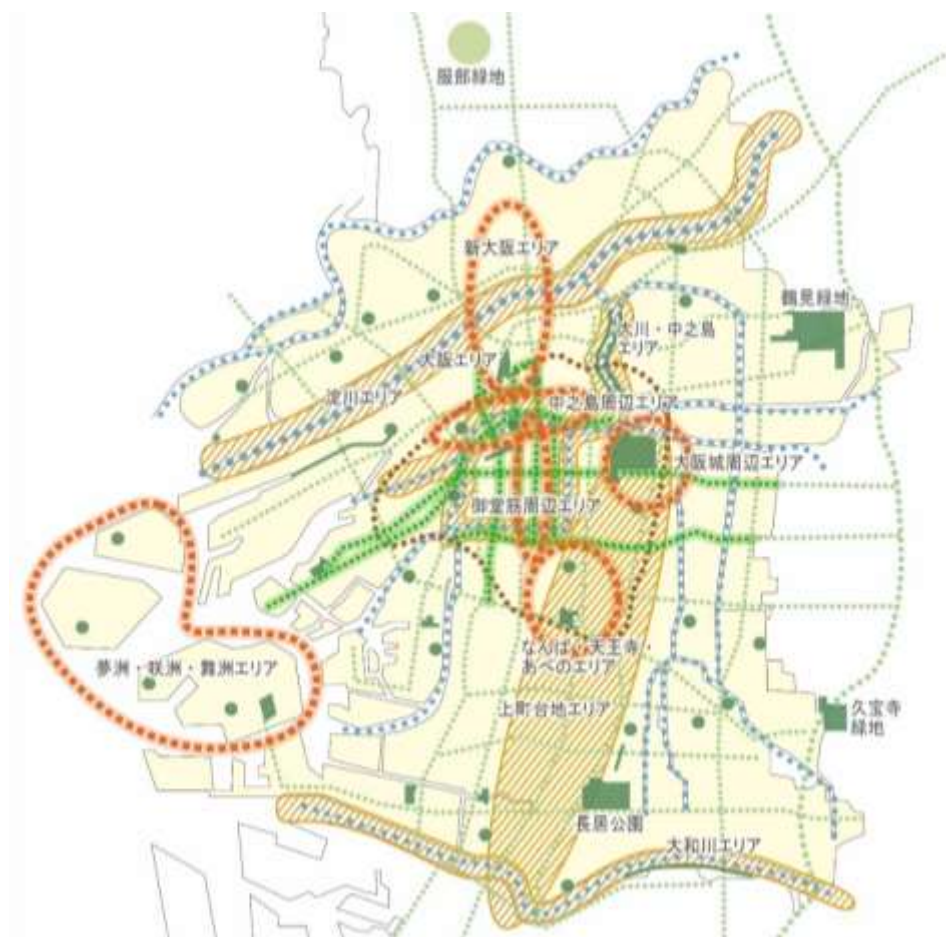
- 見通しがよく安心して利用（通行や滞在）できる道路や公園
- 緑陰のある道路や公園で季節の彩りを感じるなど美しい景観と快適で居心地のよい空間
- 樹木による二酸化炭素吸収量の増加など環境改善効果

身近なみどりが市民に利用され交流を生み 市民ひとりひとりのくらしが豊かになる

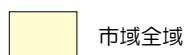
- 緑陰のある快適な公園でイベントなどが多く行われ公園が賑わう
- SNSやHPをきっかけに身近な樹木に関心をもつ人や愛着をもつ人の増加
- みどりのまちづくりにおいて市民協働が活発化

【街路樹・公園樹による市域全域でのまちづくりのイメージ】

街路樹・公園樹による大阪市域全域におけるまちづくりの将来イメージは次のとおりです。大阪市緑の基本計画〈2026〉では、下図のようなみどりの将来像（模式図）をめざしており、同計画において、市域全域及びみどりの都市魅力を創出エリアのそれぞれで、街路樹・公園樹の維持管理に係る2つのプロジェクトに取り組めます。



“みどりの基盤”を構築するエリア



市域全域

つなげていく“みどりのネットワーク”

- みち みどりのネットワーク
- みず みどりのネットワーク
- 鉄道 みどりのネットワーク

“みどりの骨格”を形成するエリア



大川・中之島エリア／上町台地エリア
淀川エリア／大和川エリア

市域全域で、樹木の計画的な保全育成により「樹木の機能・効用」を向上

⇒大阪市緑の基本計画〈2026〉 リーディングプロジェクト【(2)ーA】

“みどりの都市魅力”を創出するエリア



新大阪・大阪エリア／なんば・天王寺・あべのエリア
大阪城周辺エリア／中之島周辺エリア
御堂筋周辺エリア／夢洲・咲洲・舞洲エリア

●●●●●● 拠点をつなぐ路線



拠点となる都市公園

みどりの都市魅力を創出するエリアで、「美しい樹形」や「心地よい緑陰」を形成し景観や快適性を向上

⇒大阪市緑の基本計画〈2026〉 リーディングプロジェクト【(1)ーA】

(3) まちづくりを達成するための道路毎の街路樹将来イメージ

道路構造令の解説と運用によると、道路の機能には、大きく交通機能と空間機能の2つがあると記載されており、さらに利用対象に応じた内容が示されています。

空間機能のうち、防災空間として、植栽による延焼防止を図る必要がある場合、遮蔽効果のある植栽を行うことが望ましく、樹種の選定とともに緑量確保を検討します。また、環境空間として道路緑化を行う場合は、交通機能の確保を前提としたうえで、景観形成や夏季における緑陰の確保、騒音の低減、大気の浄化などの観点から関連計画との整合を含めて必要性を検討し、地域の空間を図るものとします。

こうしたことを踏まえ、樹木の植栽や更新にあたっては、従前の植栽にこだわらず、道路の利用状況や沿道状況等の変化を考慮する必要があります。道路は、地域特性、交通特性など、それぞれに異なる特性を有しており、当該道路に求められる緑化機能も様々です。

求められる緑化機能を総合的に発揮させることにより、道路空間及び地域の価値向上に資するよう、道路特性に応じた道路緑化を行います。

道路毎の街路樹将来イメージは以下のとおりです。

(ア) 主要幹線道路①



近隣自治体との広域交通ネットワークを担う道路では、自然樹形を基本とした美しい樹形を維持することで、大阪を代表するシンボルロードにふさわしい風格のある緑豊かな道路景観を形成します。

(イ) 主要幹線道路②



近隣自治体との広域交通ネットワークを担い、主に商業系地域に配置される道路では、新緑や紅葉など四季が感じられる美しい並木を維持することで、大都市大阪にふさわしい潤いや風格を持った道路景観を形成します。

対象路線（例） 千日前通、中央大通、なにわ筋

(ウ) 主要幹線道路③



市内の地域交通ネットワークを担い、主に商業系地域に配置される道路では、美しい並木景観を維持することで、大都市大阪にふさわしい潤いや風格を持った道路景観を形成します。

対象路線（例）：谷町筋、城北公園通、あびこ筋、淀川通

(エ) 商業系地域の道路



主に市街地再開発や区画整理事業等で面的に整備された地区内の主要道路では、高木による連続した並木による緑豊かな緑陰を形成することにより、魅力ある歩行者空間を創出しまちを活性化させます。

対象路線があるエリア（例）：OBP 地区、中之島地区、OMM 地区、大阪駅周辺地区

（オ）商業系地域の道路



主に再開発や区画整理事業で整備された地区内の各街区を結ぶ道路では、高木による連続した並木による緑豊かな緑陰を形成することにより、魅力ある歩行者空間を創出しまちを活性化させます。

対象路線があるエリア（例）：OBP 地区、中之島地区、OCAT 周辺、大阪駅周辺

（カ）住居系地域の道路



住居系地域の各街区を結ぶ道路では、高木による連続した並木を形成することにより住宅地の景観に潤い、風格、個性を持たせます。また、歩道幅は比較的狭いことから、街並みにあったコンパクトな高木を植栽します。必要に応じて、花木や紅葉木等の植栽により四季を演出することで、市民に親しまれる潤いや憩いの場を提供します。

(キ) 狭小な生活道路（主に住居系地域）



住区内にある狭小な道路では、歩道が狭いことから、高木を植栽するための十分な植栽スペースを設けることができず、樹木の健全性を維持することが困難なことから、低木を中心とした道路緑化を推進します。

(ク) 工業系地域の補助幹線道路



工業系地域に配置される補助幹線道路では、植栽間隔を広めにとることにより、自動車運転者の見通しを確保するとともに、隣接する緑豊かな工場緑地等と一体となった景観形成を図ります。

(4) まちづくりを達成するための公園種別毎の公園樹将来イメージ

① 植栽目的に応じた樹木管理

公園の整備にあたっては、はじめに種別及び規模によって整備目的が定められ、次に周辺の土地利用などを考慮して整備方針・整備内容が決定されます。植栽計画は当該公園の効果が最大限に発揮されるよう、整備方針に基づくゾーニング計画や施設配置計画と相まって検討されます。また、遊戯、観賞、憩い、散策、運動等の多目的な公園利用により発揮される利用効果のみならず、環境保全、生物多様性保全、景観形成、防災等の公園が存在することにより発揮される存在効果も検討したうえで決定されます。

こうした公園による効果を向上させるため、現状の利用状況等を考慮し、樹木管理を行う必要があります。

また、公園の規模が大きくなると、植栽目的も複雑になることから、よりきめ細かな樹木管理を行うことが求められます。市内に概ね均等に配置され、地域に身近な住区基幹公園は、市内に設置された都市公園全体の約97%を占めており、本市都市公園の大多数を占めることから、道路と同様に公園の設置目的や公園規模ごとに公園樹の将来イメージを示します。

なお、都市基幹公園や大規模公園などでも、住区基幹公園と同様の機能（遊戯、観賞、憩い、散策、運動など）が整備され、同様の植栽目的をもつものもあることから、住区基幹公園で求められる樹木管理も参考にしながら樹木管理を行う必要があります。また、大阪市指定文化財の庭園における樹木については、一般的な都市公園と比べて、より丁寧な管理が必要となります。

② 公園種別毎の将来イメージ

(ア) 日常的に利用される身近な公園

《街区公園》

■主な機能・役割、各空間における目的に応じた植栽例

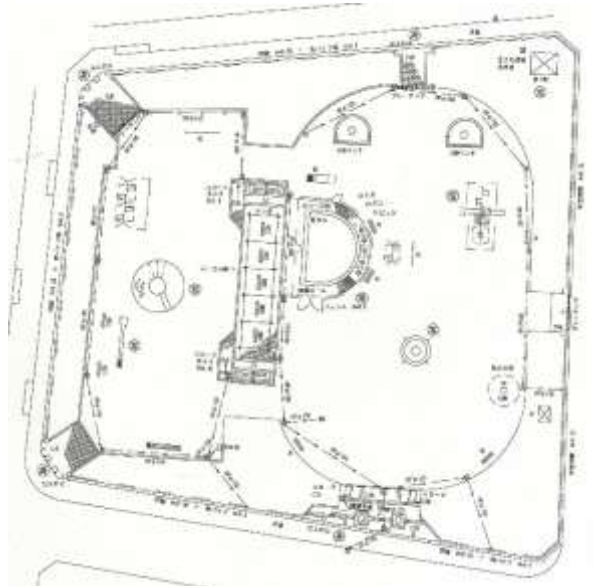
住民に最も身近な公園であり、平常時には児童の遊び場、高齢者の運動、憩い・休息の場として、また非常時には一時的な避難場所となるなど、地域住民の日常的な公園利用の基本となる機能を有している。



遊び場における木陰スペース



園路の緑陰



出入り口付近の修景



災害時に防災機能を有する外周樹木

■公園樹の将来イメージ

日常的に利用される公園として、主に遊び場や憩いの場、休息の場として利用されることが多いことから、公園内部の植栽は、子どもから高齢者までが快適に利用できるよう、施設配置を踏まえながら適度な緑陰を確保します。



公園外周に植えられている植栽は、災害時の防災的な役割や周辺地域への修景的な要素をもつことから、緑量や樹冠を確保しつつ、民地や道路など周辺施設と競合しないよう周辺環境との調和を図ります。



(イ) 地域を代表し、活動拠点となる公園（近隣公園、地区公園）

《近隣公園》

■主な機能・役割、各空間における目的に応じた植栽例

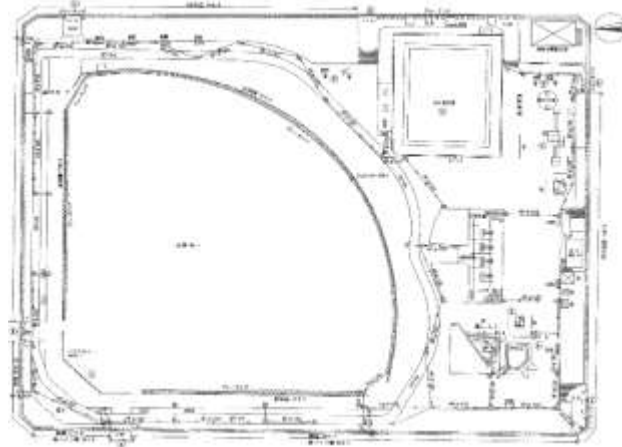
主に近隣に居住する人の利用を目的としており、近隣住民の身近なスポーツを中心とした利用を想定し、運動場、野球場、テニスコートなどの運動機能だけでなく、イベントで利用されることも想定した広場などがあり、近隣住民の地域の活動の場としての役割もある。



遊び場における木陰スペース



園路の緑陰や公園内の修景



出入口付近の修景



災害時に防災機能を有する外周樹木



運動場外周の修景

《地区公園①》

■主な機能・役割、各空間における目的に応じた植栽例

主として、徒歩圏内の居住者の利用を目的としており、複数の小学校区をまたぐ、地区住民のスポーツを中心とした利用を想定し、運動場、野球場、テニスコートなどの運動機能だけでなく、イベントで利用されることも想定した広場などがあり、地区住民の地域の活動の場としての役割もある。



遊び場下の木陰スペース



園路の並木道



運動場外周の修景



災害時に防災機能を有する外周樹木



出入口付近の修景

《地区公園②》

■主な機能・役割、各空間における目的に応じた植栽例

地区公園には、地区公園①のように、スポーツ等のレクリエーション施設を主とした公園の他、池などの修景施設を有し、休息・休憩の場となる施設を主とした公園もあります。



遊び場下の木陰スペース



園路の緑陰



公園を特徴づけるシンボルツリー



池周辺の修景



歴史景観と一体となった樹木

■公園樹の将来イメージ

街区公園同様、日常的に利用される公園として、主に遊び場や憩いの場、休息の場として利用されることが多いことから、公園内部の植栽は子どもから高齢者まで快適に利用できるよう施設配置を踏まえながら適度な緑陰を確保します。



球技等や地域のイベントなどとして利用される広場や運動場の施設のまわりには、樹木が植栽される場合が多く、園内の主要な景観構成要素となっています。地域の活動拠点にふさわしい魅力ある公園として、これらの樹木は施設配置を踏まえながらできる限り自然樹形で育成します。また、花の咲く樹木は、開花や結実等を考慮した管理をします。



近隣公園や地区公園では、人が利用できる林がある場合もあることから、これらの場所では快適に利用できるよう適度な緑陰を確保します。



公園の顔となる出入口や人が多く利用する園路沿いなどでは、景観木や並木などの修景要素の高い樹木が多く植えられており、地域のシンボルとなっています。こうした樹木について、美しい樹形、枝の透かしなどによる心地よい緑陰を形成します。





地区公園では、池沿いや川沿いの樹木や大規模な樹林など、その土地の風土の中で育まれた固有の景観があります。地域の活動拠点にふさわしい魅力ある公園として、これらの樹木もできる限り自然樹形を維持するためのきめ細かな管理が求められます。



第4章 街路樹・公園樹の基本方針及び具体的取組み

4-1 基本方針① 樹木の計画的な更新及び樹木更新にあわせた配置の適正化

大径木化・老木化の進行は、倒木による事故リスクを増加させるだけでなく、根上りによる通行の支障を引き起こします。街路樹では、建築限界などの制約のある道路空間において、また公園樹では道路や民地に近接する箇所等において、樹木が大きくなりすぎ、強剪定を余儀なくされることで景観の低下を招きます。

今後も樹木の成長とともに生じるこれらの課題に対応し、将来を見据えて計画的に樹木の更新と配置の適正化を進めていきます。

〈街路樹〉

(1) 道路空間や周辺環境に応じた樹木整備の基本的な考え方

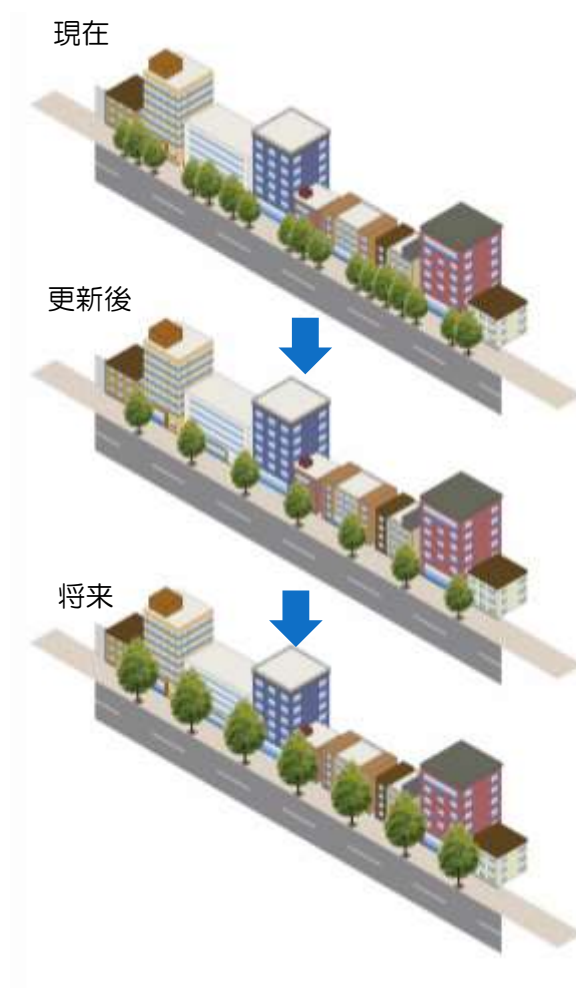
道路空間や周辺環境に対して大きくなりすぎたり、植栽間隔が狭いなど、十分な植栽環境が確保できていない街路樹や、歩道幅員が狭く、十分な有効幅員が確保できていない街路樹について、更新にあたり道路空間への適正配置の見直しを図ります。

① 樹木の植栽間隔の見直し

隣接する樹木との間隔が樹冠幅に比べて狭い場合には、樹木の生育空間を確保するよう植栽間隔を見直します。基本的には、街路樹の植栽間隔は、国が定める技術指針などを参考に、樹高や樹冠に関わらず 10m を目安とします。車両乗入部や地中埋設物などの植栽基盤の制約や、現況樹木の樹冠の大きさによっては、10m 以上の植栽間隔とすることもあります。

旧基準 植栽間隔 標準 6～8m

新基準 植栽間隔 標準 10m



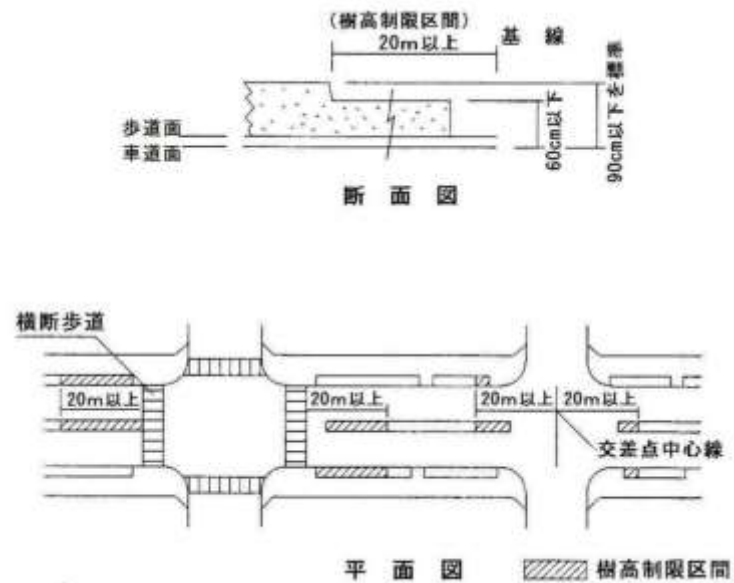
高密度化した樹木の植栽間隔の適正化

② 見通しの確保（交差点等からの距離の確保）

街路樹を植栽後、幹や枝葉の成長に伴って交差点や横断歩道、乗り入れ部での見通しが確保できなくなります。このため、これらの周辺では植栽にあたり十分な離隔を確保する必要があります。

これらの見通しなどの確保に加え、具体的な街路樹配置の検討にあたっては、地中の共同溝等も根の伸長に影響するため、道路管理者とも調整を行う必要があります。

また交差点の周辺においては、低木等の高さによっては、子どもや車いす利用者などの歩行者が見えにくくなる箇所があるため、個々の場所の状況に応じて低木等の高さを抑えることとします。



交差点付近等における樹高制限区間

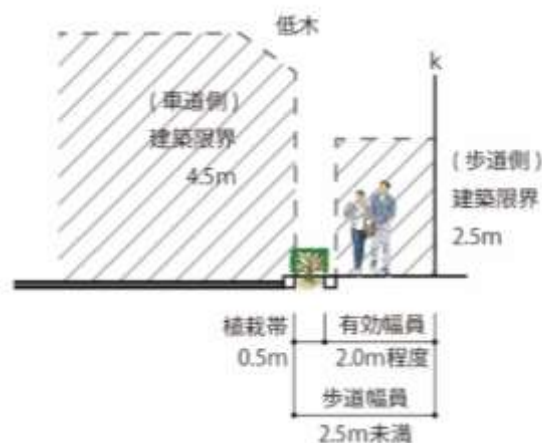
③ 歩道幅員の確保

道路構造令や道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、車椅子が歩道内で円滑にすれ違うことが可能となる幅員として、原則、歩道の有効幅員は2m以上（歩行者の交通量が多い道路は3.5m以上）を基本とし、植栽帯があることで有効幅員が2mに満たない場合は、歩道舗装を含めた改修時に植栽帯を縮小又は撤去することを基本とします。

歩道幅員が狭い路線では、通行の安全性の確保や根上り防止のため、低木等を標準として植栽します。

《狭幅員タイプ 歩道幅員 2.5m 未満》

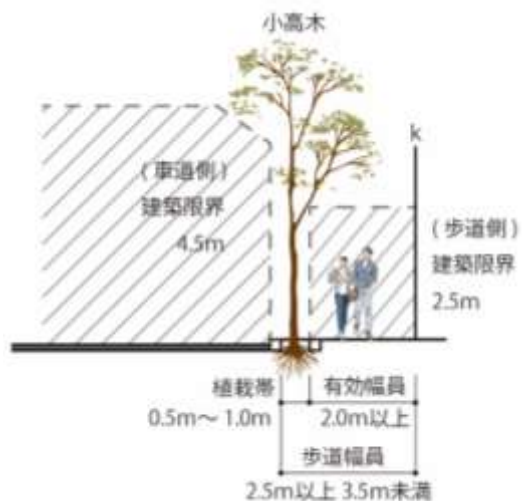
歩道幅員が 2.5m 未満の路線は、高木を植えるために必要な幅を有していないことから、低木を標準として植栽することとしますが、植栽樹が単独（単独樹）である場合には、安全確保の観点から植栽はしないとするなど、現場状況を踏まえて検討します。



標準断面図

《中間幅員①タイプ 歩道幅員 2.5m 以上 3.5m 未満》

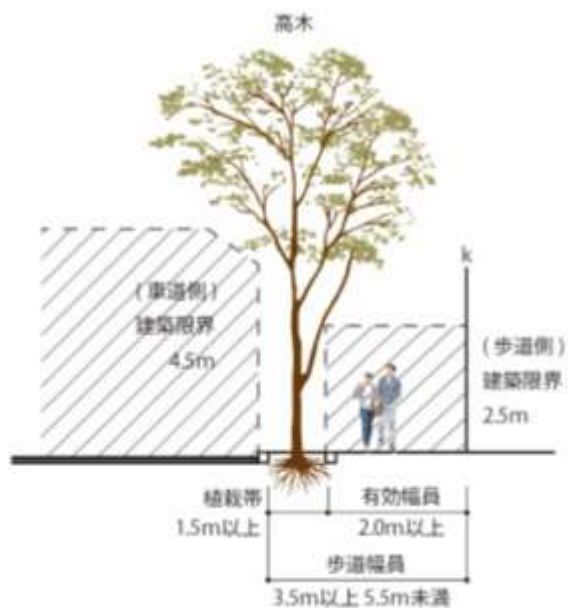
歩道幅員が 2.5m 以上 3.5m 未満となる路線は、基本的に植栽帯を単独（単独樹）にして高木を植栽します。



標準断面図

《中間幅員②タイプ 歩道幅員 3.5m 以上》

歩道幅員が 3.5m 以上となる路線は、基本的に植栽帯を単独（単独樹）もしくは連続的に配置して高木を植栽します。植栽帯を連続的（連続樹）に配置する場合は、高木等とあわせて低木を植栽します。



標準断面図

④ 道路空間や周辺環境に合わせた樹種の選定

樹木を更新する場合は、歩道の有効幅員や周辺環境を踏まえたうえで、以下の事項に配慮し樹種を検討します。

《樹種を選定する際の配慮事項》

○沿道の土地利用に適した樹種

街路樹は、沿道の土地利用（商業地域、住居地域、工業地域など）により、求められる役割や機能も異なります。街路樹が、地域の魅力や快適性の向上、環境改善などに資するよう、それぞれの土地利用に適した樹種を選定します。

（イメージ）

✓ 全地域

樹木の樹形や大きさがオフィスビルや木造住宅などの周辺建物と景観やデザイン面で調和した樹種

✓ 商業地域、住居地域

歩行者や働く人々の快適性を高める適度な緑陰が提供できる樹種
新緑、紅葉、落葉など、季節感のある街並みを形成する樹種

✓ 商業地域

並木道など都市の観光資源となるなど、都市の魅力向上に資する樹種

✓ 住居地域

花の咲く樹種など、地域の魅力向上に資する樹種、落ち葉が少ないなど維持管理の容易な樹種

✓ 工業地域

排気ガスや粉塵などの大気浄化や環境改善に資する樹種

○生育空間に適した樹種

沿道の土地利用を考慮したうえで、歩道幅員などの道路における生育空間に配慮した樹種の選定が必要となります。歩道幅員が広い道路では、緑量・緑陰を確保するため、樹冠を大きく管理できる樹種を選定します。

○環境への適応性

樹木の種類は、地域の気象条件や土壌環境に適した樹種を主体に選定することを基本とします。

○維持管理の容易さ

過去の倒木事例等を踏まえ、倒木しやすい樹木については、新規に植栽しないこととします。

○その他（樹木のもつ特性）

樹木には、種子・綿毛の飛散、病害虫の多発、樹液や虫の排泄部の落下など、近隣住民や利用者へ影響を与える特性もあることから、これらにも配慮した樹種の選定を行います。

（２）大木化・老木化した樹木の計画的更新

街路樹は公園樹に比べ空間的な制約が多いことから、目標樹形・樹高を定め、定期的な剪定により樹形を維持したとしても、特に狭い道路などでは、地下の根の伸長や、地上部の幹や枝が伸長できる空間がなくなり、安全面や生育面などで様々な問題が発生します。

街路樹は、基本的には寿命を迎えるまで健全に育成し、老木化などにより健全度が低下した段階に更新を図りますが、大木化し強剪定しなければ道路区域内で目標樹形・樹高を維持することが困難になった場合、計画的に樹木を更新します。

（３）樹木の成長に配慮した植栽基盤の確保

《土壌改良、有効土層、根の成長範囲に応じた植え樹の確保》

望ましい植栽基盤とは、樹木の根が支障無く伸長し、水分や養分を吸収出来る土壌環境をいいます。街路樹には、植栽地の土壌環境が悪いことで、樹形が悪くなることや、生育不良になること、また本来の樹形を保てなくなる例が多く見られます。

植栽基盤の有効土層の範囲は、樹木の種類や大きさによって一定以上の厚さと広がりが必要です。制約条件（※）の多い植栽基盤は街路樹にとってかなり厳しい環境です。

（※）高度に都市化された大阪市において、道路は上下水道やガスなどのインフラ施設が多数埋設されているほか、電柱にかかる電線や通信ケーブル、道路照明、信号、標識などの多種多様な施設を収容している。

植栽当初から樹木が大きくなることを想定し、将来必要となる根の成育範囲に応じ、良好な土壌環境を確保する必要があります。樹木の植栽にあたっては、必要に応じて土壌改良を行い、良好な土壌環境を確保するよう取組みを進めます。

《根上がり対策》

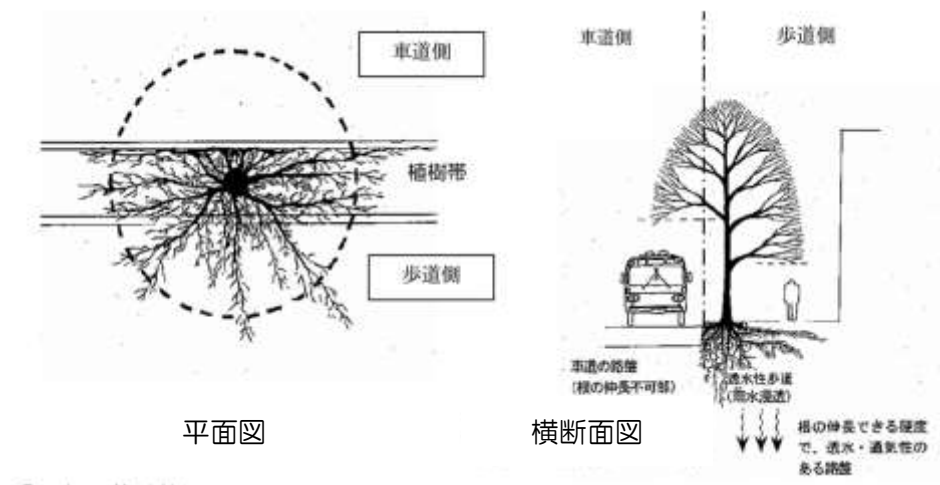
樹木の成長に伴い、行き場を失った根は路盤と舗装（表層）の隙間や縁石と基礎の隙間、民地へ伸長し、根上がりを引き起こします。根上がりに対しては、樹木の根の健全な伸長を促す根系誘導基盤材の敷設や、防根シート等による根止めなどの対策がありますが、これらの対策には、道路の地下埋設物や周辺道路構造物も含めた改修が必要となり追加施工が非常に困難であることから、道路改修とあわせて対策を図る必要があります。

特に狭い歩道において、同じ樹種で更新することで、将来、同様の問題の発生が予想される場合は、大木化しない樹種や成長の遅い樹種への転換を図るなど、道路空間や周辺環境にあわせた樹種へ見直します。

一方、御堂筋など都市を代表する幹線道路では、道路空間や周辺環境にあわせてイチョウやケヤキなど将来大木化する樹種が多く植えられており、これらの路線の街路樹は、今後も本市の都市魅力を発信していくために、守り育てていく必要があります。

【参考】植栽基盤と樹木根系の分布について

街路樹の標準的な樹木根系の分布と土層の関係については、以下のとおりです。



出典：街路樹剪定ハンドブック

① 根の伸長範囲

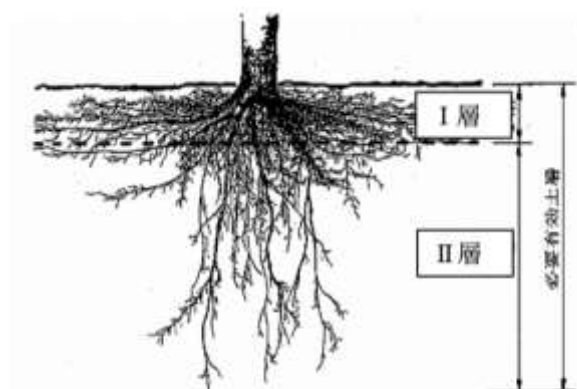
植物が順調に育つには、根が健全な状態にあることが基本的な条件です。街路樹が根を伸ばせる範囲は植樹帯や植樹柵の中と、あまり強く固められていない歩道の下だけです。強固に締め固められた車道の下には根を伸ばす余地がありません。

② 土層Ⅰ

植物が育つために一番大きな働きをする細根が発達しているのは、下図に示すⅠ層の地表から約30cmの範囲です。この部分では、根の呼吸や養分の吸収が盛んに行われることから、水と空気の供給が最も重要になります。この部分の土をできるだけ柔らかくし、細根の発達を促すことが重要となります。

③ 土層Ⅱ

下図のⅡ層は透水や保水が確保され、土壌成分や科学的性質に異常がなくて、支持根などが良く伸びる植栽基盤であることが重要となります。

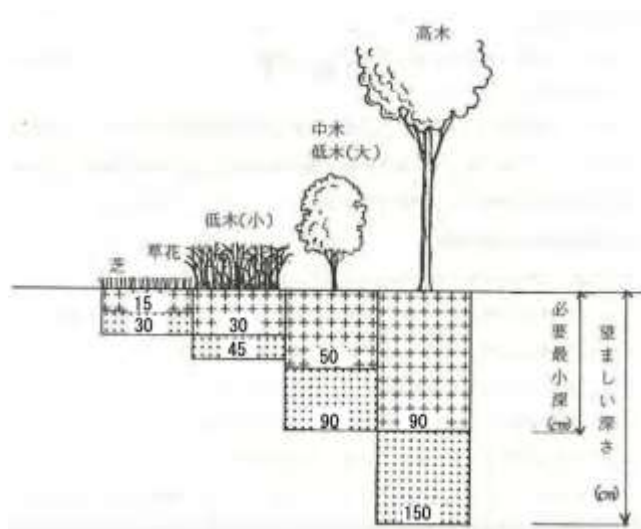


樹木根系図（街路樹縦断方向断面）

出典：街路樹剪定ハンドブック

④ 有効土層

樹木の成長に必要な標準有効土層（Ⅱ層までの範囲）は、一般的に下図の範囲となります。望ましい深さを確保するのが基本で、制約がある場合で必要最小の深さを確保します。



出典：街路樹剪定ハンドブック

〈公園樹〉

（１） 植栽場所にに応じた樹木管理

公園樹等の植栽場所は、各個別の空間における制約条件や植栽目的によって、大きく外周植栽（道路側・民地側）及び一般園地（遊び場・広場、園路・通路沿い等）の2つに分けられます。植栽場所に応じ、樹木の生育に伴い様々な課題が生じます。

今後は、これらの2つの植栽場所を考慮した植栽の配置基準や管理水準を定め、利用者や公園周辺の安全確保を第一に、樹木の健全な育成・保全に努めます。



図 植栽場所ごとの主な課題

《場所ごとの植栽の目的と機能》

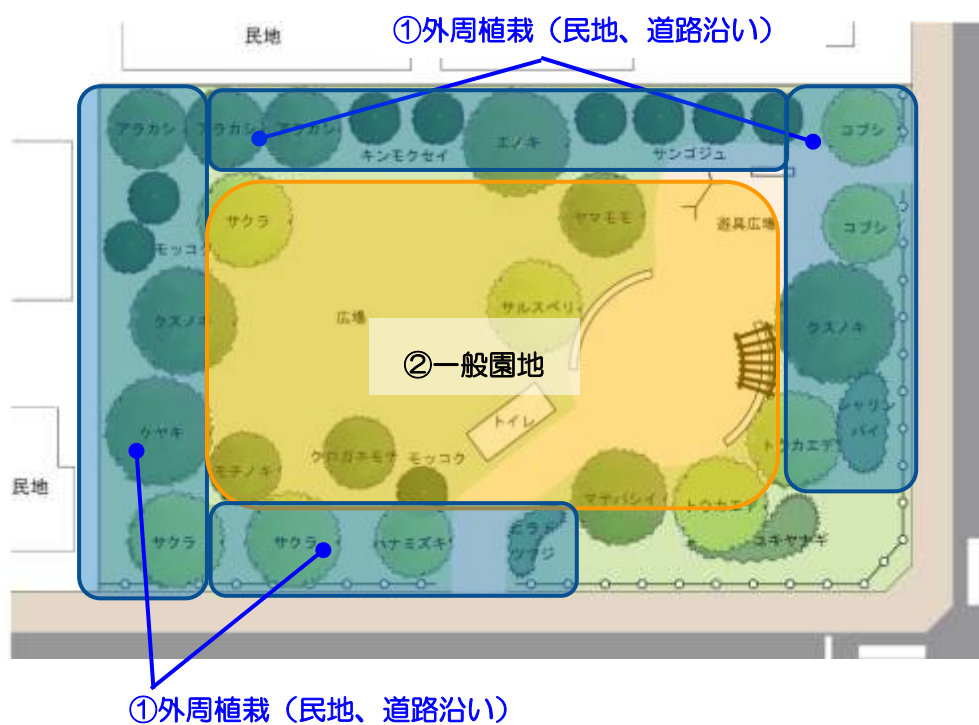
○外周植栽（道路側・民地側）

公園の外周に植栽された樹木。進入防止・飛び出し防止や隣接地との緩衝帯、街並み景観を向上させる機能があります。また、隣接地の状況により、求められる植栽機能や維持管理にあたっての制約条件が異なるため、隣接地に応じた保全育成を行います。

○一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）※内部植栽ともいう

「外周植栽」以外の遊び場・広場や園路・通路沿い等の公園樹。花を楽しむことのできる憩いの場をつくるための花木類、里山的な活動の場づくりのための雑木、公園のテーマを反映したシンボルツリーなど、公園の性格や特色を形成します。

一般園地は隣接地への影響が比較的小さいため、公園の見通しなどにも配慮しながら、自然樹形で健全な樹木の保全育成を行っていきます。



植栽箇所別 2区分イメージ図

(2) 公園の空間構成や周辺環境に応じた樹木管理の考え方

公園の空間や周辺環境に対して、樹木が大きくなりすぎたり、成長に伴い樹木同士が競合し、樹木を健全に大きく育てるための十分な植栽環境が確保できていない公園樹については、更新する際に、公園樹の生育空間に応じ、配置の適正化を図ります。また、将来の生長を考慮しながら敷地規模や立地条件を踏まえた樹種に見直します。

① 樹木の植栽配置の見直し

隣接地への越境をしないように、強めに剪定を行うと、樹木の健全性の低下を引き起こす場合があります。倒木や落枝などの事故を防ぐため、次の事項に配慮し、将来の生長を見越した植栽配置の適正化を図ります。

《植栽配置の配慮事項》

○枝葉の越境に対する配慮（外周植栽）

道路空間には、車輛及び歩行者の通行の安全性・快適性を保つために、歩道の場合、高さ 2.5m、車道の場合、高さ 4.5mの範囲で建築限界が設定されています。公園敷地に道路用地が隣接する場合、これらに配慮する必要があります。公園の周辺には道路同様に民地もあることから、民地への樹木の枝葉の越境についても配慮する必要があります。このため、道路及び民地境界に近い部分への植栽を考える際、将来的に生長する樹冠の大きさを考慮して植栽する必要があります。

植栽位置と道路及び民地境界との関係について、生育後の枝葉が越境しないよう考慮し、高木は道路及び民地境界から 3.0 m 以上離して植栽することを基本とします。

○日照確保に関する配慮（外周植栽、内部植栽）

公園の北側に住宅地等が隣接している場合は、日照を妨げないよう、樹種と樹木の将来の生長を考慮し、植栽を配置します。

○安全性に関する配慮

【倒木による被災の回避】（外周植栽）

強風の場合の風向を考慮し、民地への倒木による被災を避けるため、民地側に植栽する場合には、根がしっかりとした樹木を用いることとし、倒伏の恐れの高い樹木は用いないようにします。

【犯罪要素の回避】（外周植栽）

住宅等が隣接している場合は、木の枝を登って侵入する・覗かれるなどの行為が行われないよう配慮が必要です。また、周囲の道路、住居等から園内の見通しが確保されるよう配慮します。

【見通しの確保】（外周植栽、内部植栽）

都市公園における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に

表 主な公園樹に関する将来的な樹冠の目安

種別	樹冠の目安	主な樹種	
		落葉樹	常葉樹
大樹冠	12m	イチョウ、ケヤキ、ソメイヨシノ、ユリノキ	クスノキ、スダジイ、タブノキ
中樹冠	8m	イロハモミジ、カツラ、クヌギ、コナラ、コブシ、ナンキンハゼ、ハナミズキ	シラカシ、ホルトノキ、ホソバタイサンボク、マテバシイ
小樹冠	3～4m	ウメ、エゴノキ、オカメザクラ、カリン、サルスベリ	アラカシ、サンゴジュ、ユズリハ、ヤマモモ

③ 公園空間や周辺環境に合わせた樹種の見直し

樹木を更新する場合は、公園整備当初の植栽の目的・機能を考慮しつつ、周辺環境や立地特性、環境への適応性、維持管理コスト、安全性などに配慮しながら、現況のままの樹種とするのか、高木で樹種を変更するのか、低木等に変更するのかを検討します。

《樹種を見直す際の配慮事項》

○公園毎や空間毎に求められる植栽の役割・機能

都市公園は種別及び規模によって基本的な役割が異なるだけでなく、各空間の規模や形状などの特性が異なることから、公園内で整備当初に計画されたゾーニングや施設配置を踏まえて、それぞれの公園毎や空間毎に求められる植栽の目的・機能を考慮した樹種を選定します。

○周辺環境や公園の立地特性

公園周辺の建物の有無や海や川に近いなどの立地特性の違いは、園内の日照条件や風の条件など樹木の生育環境に大きく影響します。そのため、公園の周辺環境を十分に把握したうえでそれぞれの生育環境に適合した樹種を選定します。

○環境への適応性

樹木の種類は、地域の気象条件や土壌環境に適した樹種を主体に選定することを基本とします。

○維持管理の容易さ

過去の倒木事例等を踏まえ、倒木しやすい樹木については、新規に植栽しないこととします。また、車両が進入できない公園などでは、大きくなりすぎない樹種を選定する必要があります。

○その他（樹木のもつ特性）

樹木には、種子・綿毛の飛散、病害虫の多発、樹液や虫の排泄部の落下など、近隣住民や利用者へ影響を与える特性もあることから、これらにも配慮した樹種を選定を行います。

(3) 健全に育成することを基本とした樹木の計画的更新

公園樹は道路に比べ空間的にも制約が少なく、樹木を大きく育成することができることから、基本的には健全に育成し、老木化などにより健全度が低下した段階で更新を図ります。

ただし、公園の外周部のように隣接地への越境や生活環境に影響を及ぼす恐れがあり、植栽環境に制約がある場所もあります。そのような場所で大木化した場合は、公園内で目標樹形を維持することが困難となることから、計画的に樹木を更新します。

また、一般園地においても早期の緑量を確保するため、樹木が成長した場合に必要な樹木の生育空間を確保せず、過密に植えられている場合は、目標樹形を維持することが困難となるため、樹木を健全に育成するため、間引きを実施します。

4-2 基本方針② 健全な樹木の保全育成をめざした樹形及び管理水準の設定

樹形を適正に保持することは、個々の樹木の健全性や美観を維持するだけでなく、周辺環境やまちなみとの調和のとれた景観の形成にも寄与します。道路や公園の空間特性や樹種に応じた目標樹形・樹高を設定し、これに基づく剪定管理を行うことで樹形を適正化します。

樹形の適正化にあたっては、市域全域で数年に1回の骨格剪定を実施することで、市域全域の公園樹・街路樹を健全に育成します。また、御堂筋や毛馬桜之宮公園のような市の顔となる路線や公園、地域を代表する路線や公園では美しい樹形を維持することが期待されますが、これらを維持するためには骨格剪定以外に不要枝の剪定が必要となり、時間や手間がかかります。そこで、不要枝剪定などで質の高い管理を実施する路線・公園では、重点路線、重点公園を定めるなど、優先順位をつけて取り組みます。

〈街路樹〉

(1) 道路空間や周辺環境に応じた目標樹形及び剪定方針の設定

街路樹を維持管理するにあたっては、目標樹形・樹高を定めることが重要であり、沿道の土地利用や歩道幅員、樹種によって異なる自然樹形を考慮した最大樹高と最大枝張りの目安を設定し、周辺環境（上部の電線類を含む）に応じて、樹形のバランスを保つための剪定管理が必要です。

目標樹形・樹高の設定は下図の計算式により、道路の断面形状（歩道幅員、幹と歩車道境界の間隔）、土地利用分類に応じたクリアランスを踏まえ、樹種特性（プロポーション）に応じた「望ましい樹高・枝張り比（f）」をあてはめ目標樹形の目安を算出します。



既存の街路樹路線においては、これにより算出される数値を参考に、建築限界や道路の現況（電線類の有無、高所作業車による維持管理可能な樹高）を考慮した目標樹形・樹高を設定したうえで、剪定方針（現状維持、樹冠縮小、樹冠育成）を定め、剪定管理を行います。

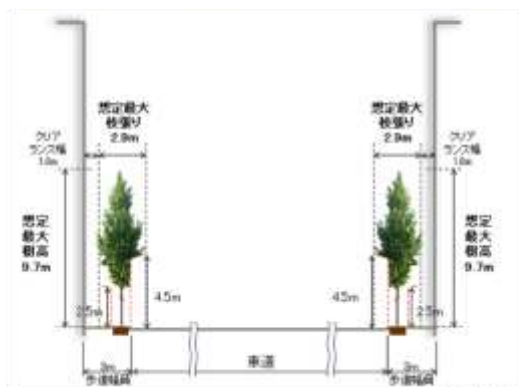
本市で多く植栽されているケヤキやクスノキなどでは、樹高が10m程度まで生長している路線があります。それらの路線では、電線への干渉防止や、道路空間に合わせた樹形にするため、強剪定による樹形の再生が必要になります。本市の街路樹の剪定は、数年に1回の頻度で行っているため、これにあわせて樹形の再生を行います。

樹形再生が必要な路線においては、樹種特性（常緑：落葉、広葉：針葉等）を見極め、中長期的な視点で、最適な時期に剪定を行います。

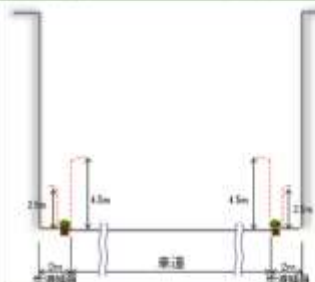
歩道タイプ別の目標樹形（例）

歩道幅員タイプ	歩道幅員	目標枝張り	目標樹高
中間幅員①タイプ	3.0m	2.9m	9.7m
中間幅員②タイプ	4.0m	4.6m	15.5m

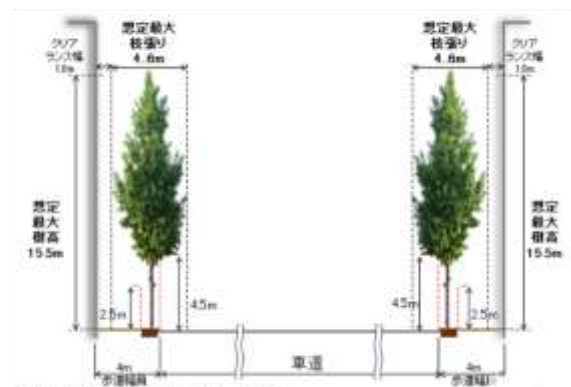
中間幅員 ①タイプ（2.5m以上3.5m未満）



狭幅員タイプ（2.5m未満）



中間幅員 ②タイプ（3.5m以上5.5m未満）



歩道幅員タイプ別の目標樹形 模式イメージ図

(2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施

《剪定作業、剪定時期》

剪定は樹木の樹高や樹形の維持の他、不要な枝を取り除くことで風通しや日当たりの改善、生育の促進のために行います。その目的や樹種により夏季や冬季など、適切な時期に実施し、骨格剪定や不要枝剪定など適切な剪定作業を行います。

○剪定作業について

剪定作業は、目的により「骨格剪定」と「不要枝剪定」の2つに分けられます。

(ア) 骨格剪定

骨格剪定は、樹木の自然樹形を基本に、幹と主な枝を整えて樹形の骨格をつくることを目的に行います。樹木を限られた空間に美しく健全に育てる基本の作業です。

(骨格剪定の作業内容)

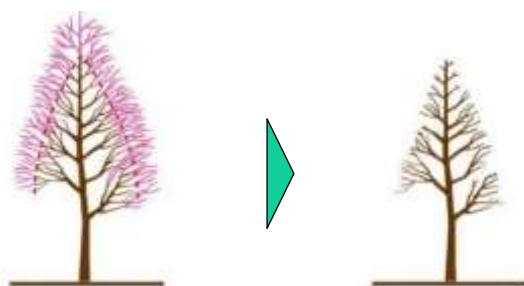
- ・ 骨格剪定は、中心となる幹が将来まっすぐに育ち、沢山の枝が重ならないように数を減らす作業で、全体の形をよく整えます。良い樹形にするように余分な枝を切り落とします。
- ・ 成長して大きくなり過ぎる樹木は、適正な大きさに管理するため目標樹形を基本に、現況樹形と比較して骨格剪定を行います。

(骨格剪定の効果)

- ・ 骨格剪定は、目標樹形に向けて行う作業なので、美しい街路樹に育つとともに、管理作業が計画的に行えるようになるので、将来の経費が少なくて済みます。
- ・ 目標樹形に向けて若木のときから計画的に骨格剪定を行うことで、樹形が早く整い、成木になってからの維持管理を効率的に行うことが可能となります。また、

① 骨格剪定

- ・ 樹木の大きさをコントロールする剪定で、道路などの限られた空間内で樹形をつくることが可能
- ・ 樹勢を弱らせる強剪定によらない、樹木の健全な育成に寄与



枝の伸長や植栽環境に応じて、適切な頻度で定期的に剪定を実施

幹の肥大化と根上がりの抑制、枝葉密度を減らし風倒のリスクを回避などにつながります。

(イ) 不要枝剪定

不要枝剪定は、雑然と繁茂した樹木を主として、美観上、樹形を整えるために行う剪定のことで、整姿剪定とも言われます。枯損枝の発生を防止するために、樹幹内に日射や風が入るようにして病虫害の発生を予防し、樹木を健康的な状態に保ちます。

(不要枝剪定の作業内容)

- ・ 不要枝剪定は、骨格剪定とは別に街路樹を美しく維持するため、繁茂した樹冠を整理したり、混みすぎた徒長枝や不要枝を除去するなど、人が散髪や髭剃をするように小まめに行う作業です。

(不要枝剪定の効果)

- ・ 不要枝剪定は、不要な枝葉の密度を減らし、台風襲来前に行うことで倒木や枝折れリスクの回避、枝の傷口からの病虫害発生予防などにつながります。

②不要枝剪定

- ・ 通行支障枝や、樹木の生育上不要な枝を細やかに剪定し、樹形を整える
- ・ 健全な樹木の育成に加え、見通しの確保や景観・快適性の向上に寄与



景観向上や緑陰形成をめざし、
骨格剪定に加え、内部の枝葉を透かす
不要枝剪定を実施

○剪定時期について

剪定は、落葉樹と常緑樹の違いや花芽のできる時期、また樹種ごとの性質を考えて樹木への負担が少ない時期を選びます。

① 落葉樹の剪定

落葉樹は、落葉の直後から早春の萌芽直前に行うのが一般的です。樹木が休んでいて影響の少ない冬に剪定を行うことが多いです。樹形を整えるために大きく大量に枝を切る「骨格剪定」は、この時期に行います。

② 常緑樹の剪定

常緑樹の剪定時期は限定されませんが、基本的には温暖な時期に行います。秋の終わりに剪定すると、時期はずれの暖かさにより新芽が発生し、その新芽に露があたると枯れて病気になることがあります。また、丈夫な葉が多くついた常緑樹は強い風に弱いので、台風襲来の前に、込み過ぎていた枝葉を減らす剪定を行うこともあります。

③ 花木の剪定

ハナミズキやコブシなどの花木は、花芽を切らないように花後すみやかに剪定を行うなど、剪定時期に注意しなければなりません。

以下は基本的な剪定の時期であり、樹種によって時期は異なります。

■剪定の時期

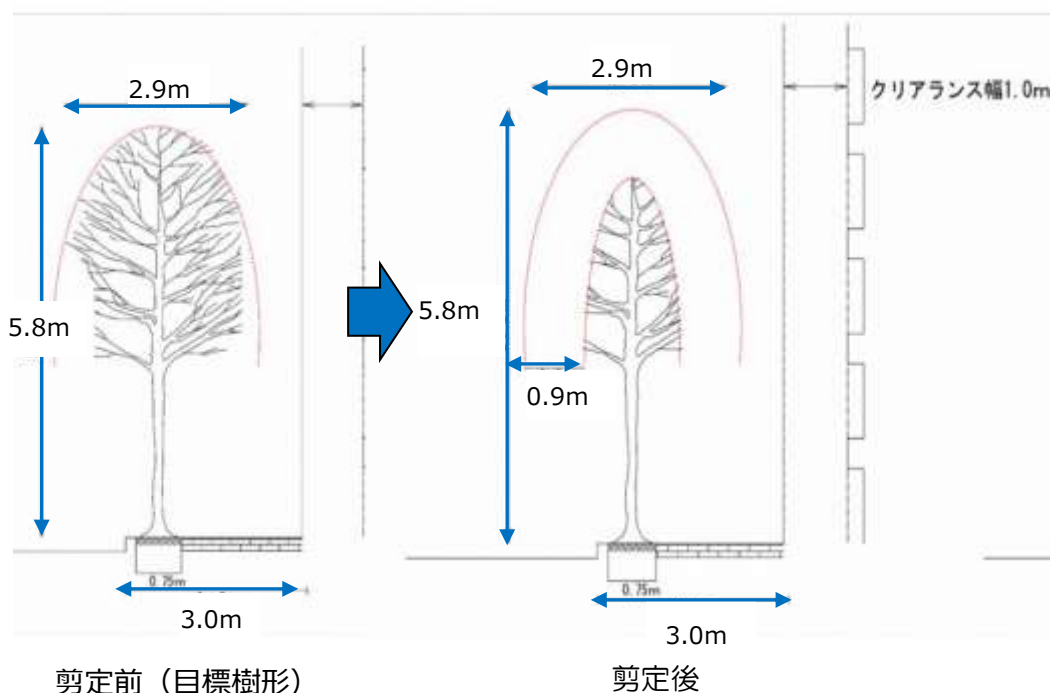
種 別 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備 考
針葉樹		■	■								■	■	
落葉樹		■	■				■	■	■	■	■	■	
常緑樹			■	■	■		■	■	■				

■ 骨格剪定
■ 不要枝剪定

《剪定頻度について》

樹木は樹種により生長度が異なるため、樹種毎の成長量に応じた剪定により樹形管理を実施します。例えば、下図のような道路幅員でのシラカシの場合、目標樹形を5.8m、枝張り2.9mと設定し、枝の生長量が1年間に30cm伸びると仮定した場合、3年間で90cm伸びることから、道路の限られた空間で目標樹形に収めるためには、3年に1回の骨格剪定を実施し、樹形をコントロールする必要があります。

なお、同一の樹種でも各路線において日照時間、土壌状態、排水状況等の諸条件の違いがあり、樹木の生長度合いは異なることから、標準的な剪定頻度として設定し、樹木の状態に応じて適切なタイミングで実施します。



■目標樹形・樹高と剪定頻度の設定イメージ ※シラカシの例

歩道幅員 : 4m
 目標樹形、樹高 : 高さ 5.8m ・ 枝張り 2.9m
 枝先成長量 : 0.3m/年（3年間で 0.9m成長）

○剪定頻度（落葉樹の場合）の目安

樹種分類		幅員タイプ		骨格剪定の頻度
成長の 早い樹種	イチョウ、 トウカエデ、 ケヤキ等	狭幅員	2.5m 未満	調整中 1～3年に1回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	
成長の 遅い樹種	ハナミズキ、 サルスベリ等	狭幅員	2.5m 未満	
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	

○剪定頻度（常緑樹の場合）の目安

樹種分類		幅員タイプ		骨格剪定の頻度
成長の 早い樹種	クスノキ、 アラカシ、 シラカシ等	狭幅員	2.5m 未満	調整中 1～3年に1回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	
成長の 遅い樹種	クログネモチ等	狭幅員	2.5m 未満	
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	

(3) メリハリのある管理

①実施箇所及び取組みイメージ

街路樹は日々の都市生活の中で最も身近に感じるみどりです。特に市街化が進んだ本市において、街路樹は美しい都市景観を形成し、市民生活に潤いや憩いを与えてくれる重要なインフラです。

街路樹の美しい樹形と豊かな緑陰を形成することで、大阪を訪れる人が美しいまちと実感し、大阪に住む人が大阪の良さや身近な緑を実感できるよう、大阪市緑の基本計画〈2026〉で位置づける「みどりの都市魅力を創出するエリア」を対象に、細やかな剪定を実施し、景観・快適性の向上を図ることで、大阪が多くの人をひきつけ魅力ある都市となることをめざします。

具体的には、美しい樹形や緑陰形成を図る樹木を定め、目標樹形や樹高を設定します。また、都市の限られた空間の中で、樹木の景観向上や空間としての快適性の向上を図るため、樹木の形や大きさをコントロールするために実施する（骨格剪定）に加え、樹木の生育上不要な枝などを除くために実施する細やかな剪定（不要枝剪定）を1年に1回実施します。道路の空間特性や樹種に応じた剪定を行い、美しい樹形と豊かな力を形成することで、都市の景観快適性向上を図ります。

（参考）美しい樹形と豊かな緑陰の形成における取組イメージ



■不要枝剪定

- ・内部の枝葉を透かし適度な緑量を維持

【美しい樹形】

樹木の自然樹形を生かした、
樹形を形成

【豊かな緑陰】

明るく、心地よい木漏れ日の創出

（参考）大阪市緑の基本計画＜2026＞に位置づけられている「みどりの都市魅力を創出するエリア」

✓大阪市景観計画で定める重点届出区域



大阪市景観計画（令和6年4月施行）

✓大阪市緑の基本計画＜2026＞で定める緑化重点地区



新・大阪市緑の基本計画（平成25年）

✓大阪市景観計画で定めるまちなみ創造区域



大阪市景観計画（令和6年4月施行）

✓万博関連事業実施エリア



万博関連事業実施エリア

②具体的な実施イメージ

実施にあたっては、「みどりの都市魅力を創出するエリア」内の対象路線ごとで、樹種や歩道幅員等の植栽環境に加え、緑化重点地区ごとの緑化方針等を踏まえた剪定が必要となります。万博関連事業実施エリアなど、継続して取り組めるものから、民間開発や道路改築などと連携して長期的なスパンで実施する箇所などがあります。

項目	対象の街路樹	関連計画、具体箇所（例）
①	重点届出区域及びまちなみ創造区域で植栽環境として対応可能箇所	大阪市景観計画で定める重点届出区域及びまちなみ創造区域内
②	先行実施済みの路線	万博関連事業実施エリア (緑化重点、景観計画の重複箇所含む)
③	緑化重点地区における緑化等の方針※に掲げる路線等	緑化重点地区<新大阪地区> 淀川とをつなぐ健全な街路樹育成 など
④	緑化重点地区における緑化等の方針※を踏まえ、植栽環境として対応可能箇所	緑化重点地区<新大阪地区> <大阪地区> など
⑤	緑化重点地区における緑化等の方針※を踏まえ、民間開発と連携する箇所	緑化重点地区<大阪地区> うめきた2期など
⑥	緑化重点地区における緑化等の方針※を踏まえ、道路改築などの機会に実施	(調整中)

※大阪市緑の基本計画<2026>第4章

〈公園樹〉

(1) 公園内の植栽場所や周辺環境に応じた目標樹形及び剪定方針の設定

公園樹の維持管理にあたっては、街路樹と異なり、植えられた場所によって植栽目的が異なることから、周辺環境も踏まえつつ公園内の植栽場所に応じた剪定方針等を定めます。

公園樹において、植栽場所に応じた剪定方針等を定めるにあたっては、外周植栽（道路側・民地側）及び一般園地（遊び場・広場、園路・通路沿い等）の2つの場所ごとに植栽の目的や役割、周辺環境に応じた剪定管理のための基本的な考え方を定めます。

外周植栽については、隣接地への越境など、周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮しつつ、樹木を健全に育成する視点から、周辺状況にあわせて目標樹形・樹高を設定し、これに基づいた剪定を行います。

また、一般園地に植栽されている樹木については、外周植栽に比べ、植栽環境に制約がないことから、原則、自然樹形を基本とすることとし、樹木を健全に保全育成していきます。なお、これら一般園地の植栽樹木の樹高については、高所作業車による剪定管理を考慮したうえで剪定方針を設定し、保全育成する必要があります。

《場所ごとの剪定方針及び剪定方法》

○外周植栽（道路沿い・民地沿い等）

部位	剪定方針
出入口	✓ 出入口の視認性、見通しを確保するよう、見通しを遮る中低木は樹高を下げる剪定、高木は下枝を除去する剪定 ✓ 自然樹形での育成、開花は紅葉等の特性に配慮した管理、良好な樹形形成を意識した剪定
敷地外周 (道路側)	✓ 見通しを妨げる中低木の刈込みや高木下枝の除去 ✓ 夏の強い日差しを和らげるため、建築限界を確保しながら、可能な限り自然樹形に近い状態での樹形管理を実施
敷地外周 (民地側)	✓ 民地（家）への支障、生活環境を確保する視点だけでなく、健全に育成する観点から可能な限り樹形形成を意識した剪定、間引きを実施

○一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）※内部植栽ともいう

部位	剪定方針
園路・通路	✓ 通行や見通しに支障が無いよう園路、通路沿いの中低木を低く抑える刈込み、高木の下枝除去
遊び場・広場	✓ 子供の目線を遮る、死角を生じている中低木を低く抑える刈込みや間引き、高木の下枝除去 ✓ 緑陰や木漏れ日の下で安全に遊べるよう、自然樹形での育成、枯れ枝等の除去
休憩場所	✓ ベンチ背面や周囲の見通しを遮る中低木を低く抑える刈込みや間引き、高木の下枝除去 ✓ 夏の強い日差しを和らげ、緑陰や木漏れ日の下で安全に休憩、寛げるよう、樹冠を拡大
景観木 シンボルツリー	✓ 公園や地域のシンボルとなる景観、樹木として、自然樹形で大きく育成 ✓ 開花や結実等を考慮した剪定

(2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施

《剪定作業、剪定時期》

剪定は樹木の樹高や樹形の維持の他、不要な枝を取り除くことで風通しや日当たりの改善、生育の促進のために行います。その目的や樹種により夏季や冬季など、適切な時期に実施し、骨格剪定や不要枝剪定など適切な剪定作業で行います。なお、地域から要望がある場合は落葉前に剪定を行うなど、公園ごとに対応することとします。

○剪定作業について

P82 の街路樹編を参照

○剪定時期について

P84 の街路樹編を参照

《剪定頻度について》

樹木は樹種により生長度が異なるため、樹種毎の成長量に応じた剪定により樹形管理を実施します。考え方は、P85 の街路樹編と同様の考え方で剪定頻度を設定します。

公園樹については、街路樹のように空間的制約のある場所である外周植栽と、植栽環境に制約がなく、本来の樹木の自然樹形での育成が可能な一般園地で分けをし、剪定頻度を設定します。

外周植栽（道路側・民地側）の剪定頻度の目安

部位	骨格剪定の剪定頻度
出入口	調整中 3年に1回
敷地外周(道路側)	
敷地外周(民地側)	

一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）の剪定頻度の目安 ※内部植栽ともいう

部位	骨格剪定の剪定頻度
園路・通路	調整中 3～5年に1回
遊び場・広場	
休憩場所	
景観木、シンボルツリー	

(3) メリハリのある管理

①実施箇所及び取組みイメージ

公園樹は公園の景観を形成し、公園を特徴づけ、市民生活に潤いや憩いを与えてくれる重要なインフラです。

公園樹の美しい樹形と豊かな緑陰を形成することで、大阪を訪れる人が美しいまちと実感し、大阪に住む人が大阪の良さや身近な緑を実感できるよう、大阪市緑の基本計画〈2026〉で位置づける「みどりの都市魅力を創出するエリア」を対象に、細やかな剪定を実施し、景観・快適性の向上を図ることで大阪が多くの人をひきつけ魅力ある都市となることをめざします。

具体的には、美しい樹形や緑陰形成を図る樹木を定め、目標樹形や樹高を設定し、公園の景観向上や快適性の向上を図るため、樹木の形や大きさをコントロールするために実施する（骨格剪定）に加え、樹木の生育上不要な枝などを除くために実施する細やかな剪定（不要枝剪定）を実施します。都市公園の空間特性や樹種に応じた剪定を行い、美しい樹形と豊かな緑陰を形成することで、さらには都市の景観・快適性向上を図ります。

（参考）美しい樹形と豊かな緑陰の形成における取組イメージ



■不要枝剪定

- ・内部の枝葉を透かし適度な緑量を維持

【美しい樹形】

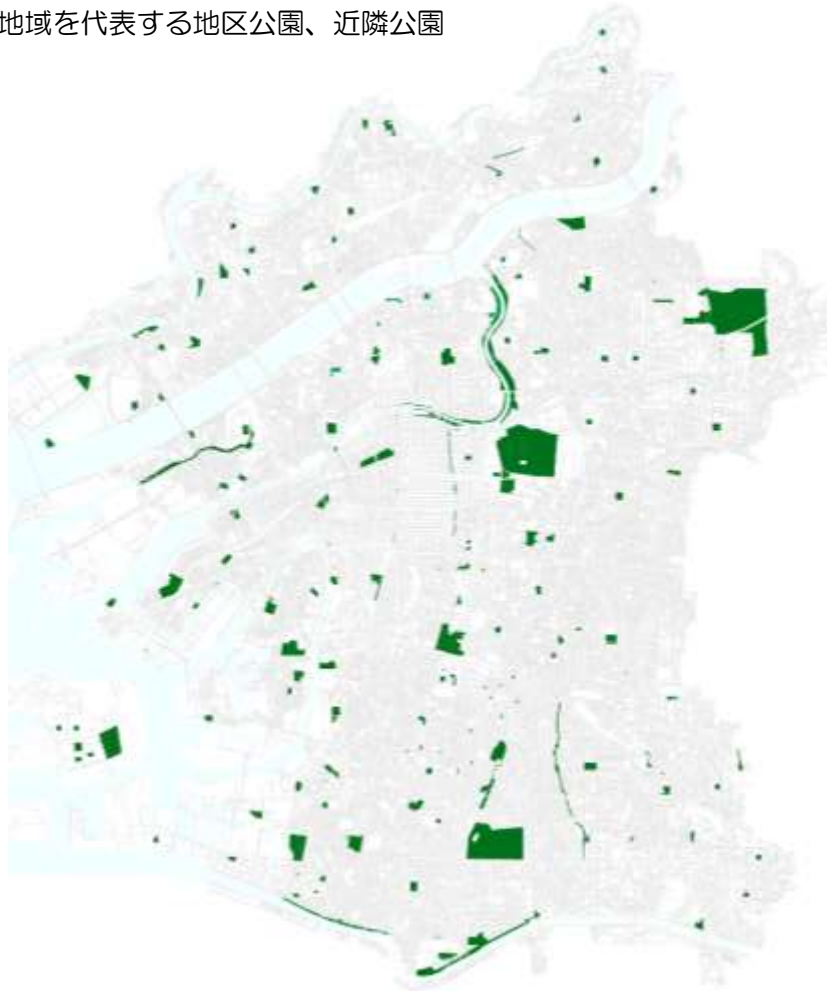
樹木の自然樹形を生かした、
樹形を形成

【豊かな緑陰】

明るく、心地よい木漏れ日の創出

（参考）緑の基本計画に位置付けられている「みどりの都市魅力を創出するエリア」

- ✓都市を代表する都市基幹公園
- ✓地域を代表する地区公園、近隣公園



②具体的な実施イメージ

実施にあたっては、対象となる公園において、公園ごとの個別計画（公園種別や施設内容等を踏まえ検討）や、樹木の植栽箇所を踏まえ、実施イメージを作成する必要があります。具体的には、公園種別ごとに実施イメージを作成し、重点的な実施箇所については、下表のとおり設定します。

公園種別

項目	対象の都市公園	実施イメージ
①	都市基幹公園（総合・運動）	公園ごとの個別計画により実施 （うめきた・長居・八幡屋公園等）
②	地区公園	下記箇所を中心に実施
③	近隣公園	下記箇所を中心に施設内容等を踏まえ検討

樹木の植栽箇所

項目	重点的な実施箇所
①	外周部（特に入口周辺）
②	園路周辺
③	広場（シンボルツリー）

4-3 基本方針③ 着実な PDCA による持続的な維持管理（樹木管理の DX）

樹木の維持管理を持続的に推進するためには、維持管理の計画・評価・改善を行う計画など PDCA を回すマネジメントサイクルがかかせません。

また、樹木は生き物であることから、科学的に十分に解明されていない部分もあるだけでなく、気候変動などの外的影響も受けるため、維持管理の結果に関する予測には不確実性が伴います。そのため、維持管理計画を立案する際には、これまで蓄積された科学的知見などをもとにした仮説が必要とされ、事業を実施したあとはモニタリングにより仮説を検証し、新たに明らかになった事実に応じて、管理手法を再検討し必要な場合に修正する「順応的管理」の適用も不可欠になります。

さらに、限りある予算や人材の中で持続的かつ質の高い樹木管理を行うためには、業務の作業効率化、外部の専門家も含めた体制の見直し等が必要になります。そのため、樹木の管理状態の適切な把握に努め、蓄積されたデータにもとづき、より効率的・効果的なタイミングで維持管理を行うことが求められます。

また、樹木管理における DX を推進し、新しい技術も活用することで、持続的な維持管理を実現します。

〈街路樹・公園樹共通〉

（１）定期的な点検、健全度調査等のデータに基づく計画的・効率的な管理

市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、樹木の機能を最大化させるため、樹木の点検及び健全度調査を定期的に行い、点検及び健全度調査により異常が確認された場合は、適切な改善処置を施すことで、樹木を健全に維持します。

点検・診断の実施にあたっては、目視で確認できる生育状況や樹木の異常等を記録し、カルテ形式にとりまとめることで、公園樹・街路樹の現状を的確に把握します。

① 巡視点検

巡視点検では、巡回車からの目視により樹木の異常（枯死、枯れ枝、ぶら下がり枝）及び道路交通への影響（通行障害、視距不良、視認障害）を確認します。

② 健全度調査

巡視点検では、確認することが困難な樹木の構造上の欠格や生育状況等を確認す

るため健全度調査を行います。職員及び委託業者による初期診断で樹木の異常又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による外観診断や精密診断を行い、樹木の健全度を確認します。

《巡視点検》

巡視や立ち寄りによる点検



《健全度調査》

巡視点検より詳細な調査



評価・記録

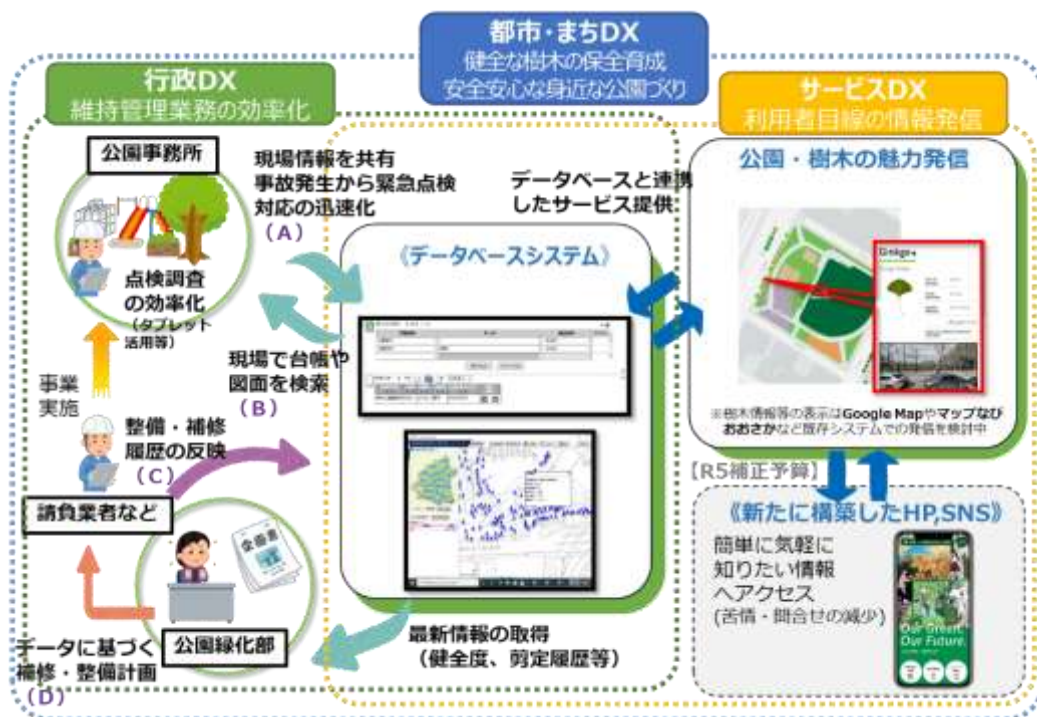


樹木点検票

点検・健全度調査のイメージ

また、樹木毎の情報を位置情報と連動したデータベースとして構築し、点検結果や改善処置などの維持管理情報を記録し引き継ぐことで、職員が変わっても継続した計画的な維持管理が行える仕組みを構築します。

樹木情報のデータ化及びシステムでの一元化を進めることにより、点検結果及び点検に応じた対応履歴を紐づけられ、健全性の低い樹木の確認が容易になり、効率的に管理することができます。



(2) 樹木管理に係るマニュアルの策定

剪定頻度や手法を定めた維持管理マニュアルを策定し、維持管理作業の標準化を図ります。

（３）効率的で質の高い維持管理に向けた人材育成及び管理体制の検討

限りある予算や将来的な技術者不足が想定されるなかで、これまで以上に効率的な維持管理を実現するため、専門職を含む職員の能力向上に努めるとともに、民間企業の柔軟な発想や技術力を活かした質の高い維持管理の実現に向けて、適切な時期に適正な管理を行える契約方法を検討します。



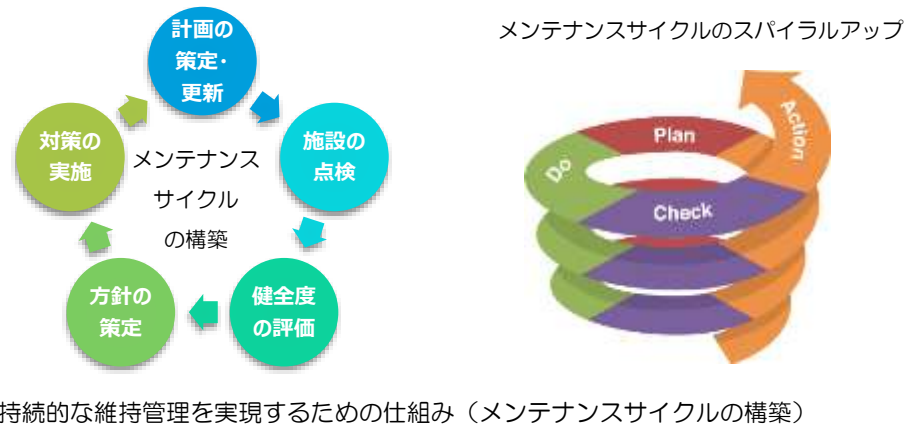
樹木医による健全度調査



専門家による剪定指導

(4) 改善と評価

本戦略を進めるにあたっては、各業務を推進するだけでなく、定期的な達成状況の確認と実施状況、社会・経済状況や地域のニーズの変化に応じて業務の見直しを行うことが重要です。本戦略の実現に向けた取組みについては、景観形成や安全性の確保、目標樹形の形成等、達成状況や効果を定期的に評価し、改善していく PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルを回しながら推進していきます。



戦略の実効性や進捗度等を把握するための指標を設定し、指標全体の数値や内容、個々の取組みの達成状況、社会経済情勢等を総合的に判断し、適切な状況の把握に努めます。

戦略に掲げる将来像や維持管理目標の実現に向け、各種、取組みを着実に推進するとともに、本戦略の進捗を管理するため、本市みどりのまちづくり審議会において、2031 年度に中間評価・検証を行います。

社会情勢の変化に対応するため、戦略の評価・検証を踏まえ、具体的な取組み内容等について、適宜、追加・変更等を行うとともに必要に応じ進捗管理の手法を含め戦略を柔軟に見直します。

《数値目標》

大阪市緑の基本計画＜2026＞では、みどりとの関わり方をわかりやすく伝え、2035（令和 17）年までの計画期間におけるみどりのまちづくりを先導する「リーディングプロジェクト」を設定し、各取組のロードマップやめざすアウトプット（LP 指標）なども設定することで、取組の実行性を高めています。

街路樹・公園樹に関連する取組みとして、**多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上【（１）－Ａ】、市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成【（２）－Ａ】の２つのプロジェクトを設定しています。**

本戦略では、戦略の実効性や進捗度等を把握するため、戦略の数値目標として、大阪市緑の基本計画＜2026＞と整合を図るため、同計画で定めた指標を数値目標として設定します。

■大阪市緑の基本計画＜2026＞で設定された、街路樹・公園樹関連のLP指標

【(1)－A】多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、「みどりの都市魅力」を創出するエリアにおいて、まちの状況や樹木の状態にあわせて、景観や快適性の向上に向けた目標樹形を定め、それに基づく丁寧な維持管理によって、美しい樹形や豊かな緑陰を形成し、景観や快適性の向上を図ります。

後期（2031～2035（令和13～17）年）には、前期に形づくった樹形を維持しつつ、引き続き景観や快適性の向上に資する丁寧な維持管理を実施します。また、健全な樹木の保全育成を行うために、市内全域で行う取組（定期的な点検調査、道路や都市公園の改修時期等も考慮した計画的な更新など）も、前期・後期を通じ並行して実施していきます。

前期の取組を評価するためには、景観や空間としての快適性向上に寄与する豊かな緑が視野内でどれだけ増えたかを把握する必要があります。そのため、LP指標としては、対象の路線・都市公園における緑視率を設定し、基準値及び目標値については、2025（令和7）年度末頃に定めます。

後期のLP指標としては、前期に高めた緑視率の維持などが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期	審議会での中間振り返り	後期
ロードマップ	目標樹形・樹高の設定		目標樹形・樹高の維持、見直し
	植栽環境を踏まえた、樹形・樹高形成		樹形・樹高の維持、形成
	定期的な点検調査・計画的な更新		
LP指標	対象の路線・都市公園における緑視率		前期の結果を踏まえ検討・設定 (緑視率の維持を想定)
	基準値	目標値	
	今後調査	今後設定	

【(2)－A】市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、マネジメント戦略を早期に策定した上で、まちの状況や樹木の状態にあわせて、健全な樹木の保全育成に向けた目標樹形を定め、それに基づく樹木管理を実施します。後期（2031～2035（令和13～17）年）も、計画的な樹木の保全育成を引き続き行うことで、目標樹形の維持を図ります。また、前期・後期を通じて、全ての街路樹・公園樹を対象とした点検調査を定期的に（公園樹は2024（令和6）年度から、街路樹は2025（令和7）年度から）実施し、データを蓄積しつつ、計画的な更新等にも取り組んでいきます。

前期のLP指標としては、街路樹・公園樹の樹木樹林率を設定し、剪定管理等の結果、全体としての樹冠投影面積が概ね維持されているかを確認します。一方で、個々の樹木の樹冠や樹形の変化を捉えるためには、個々の樹木のデータに基づく指標設定が必要であることから、1本当たり樹冠投影面積の指標設定について、前期で並行して検討・試行を進めます。

後期は街路樹・公園樹の樹木樹林率を維持しつつ、1本当たり樹冠投影面積を指標として導入することなどが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会での中間振り返り	後期
ロードマップ	目標樹形・樹高の設定			目標樹形・樹高の維持、見直し
	目標樹形・樹高に基づく樹木管理			健全な樹木の保全育成
	定期的な点検調査・計画的な更新			
LP指標	街路樹・公園樹における樹木樹林率			街路樹・公園樹の樹木樹林率の維持（想定）
	基準値	目標値		1本当たり樹冠投影面積の増加（想定）
	2.5%	現状以上		

4-4 基本方針④ 樹木の保全育成における多様な主体との連携と情報発信（樹木管理のDX）

良好な街路樹・公園樹景観をブランド化し、多様なツールによる積極的な情報提供や魅力発信により、街路樹・公園樹への関心を高めることが求められます。

また、街路樹や公園樹は、その地域に住む人や働く人にとって最も身近なみどりであり、親しみと誇りを持てる並木やシンボルツリーを形成していくために、地域の住民や事業者が公園樹、街路樹の維持管理に関わることができる取り組みを充実させ、より一層の連携を図る必要があります。

〈街路樹・公園樹共通〉

（１）維持管理の取組みに関する市民への分かりやすい情報発信

街路樹・公園樹の植栽など緑化事業の推進や育成管理にあたってはインターネット等を広く活用し、ホームページなどでその目的や方針、考え方、取組みなど、様々な情報を積極的に発信し、本市の街路樹・公園樹の維持管理に対する関心や理解を深く理解を深めていただきます。

また、SNS を活用して本市からタイムリーに情報を発信するだけでなく、市民から寄せられた街路樹や公園樹の魅力の発信など、双方向でのコミュニケーションが可能な SNS がもつ特徴を最大限に活用し、街路樹・公園樹に関する情報発信を積極的に進めます。



ポータルサイトのホーム画面



ポータルサイトでの特集記事



SNS（X）での情報発信

(2) 樹木への愛着や維持管理への理解促進につながる樹木の魅力や価値の発信

生活の身近なところにある街路樹や公園樹の1本1本の樹種や大きさなどの情報をホームページで手軽に知ること、身近な緑に関心をもってもらうとともに、樹木がもつ多様な機能・効果を定量的に可視化することで、街路樹や公園樹をはじめとした身近な緑への理解を深め、愛着をもってもらうために、i-tree※を活用した樹木の魅力や価値を発信します。これらは、みどりへの興味・関心を高めるために実施するもので、街路樹であれば御堂筋において、公園樹であればうめきた公園において実施していきます。

※米国農務省森林局が中心となり産学官連携で開発した、

樹木1本毎のCO2蓄積量などといった樹木の定量的評価を貨幣価値として算出できるプログラムで、米、加、豪、英国を中心に世界中で利用されているツール。



i-Tree を活用した、御堂筋イチョウのもつ価値の情報発信

（3）地域との連携推進（維持管理への寄付、樹木に係る講習会、異常発生連絡等）

市民や企業等の皆様に街路樹や公園樹の植樹や育成に参加いただき、関心を持っていただけるよう、寄付金の募集制度を創設します。その他、樹木に係る講習会など、市民の方が関心を持ってもらうような取り組みも検討するなど積極的に推進します。

また、現在行われている樹木の異常発生時の連絡方法などについて、より多くの方に知ってもらい、日ごろから樹木を見守っていただくため、ホームページやSNS等を活用しながら積極的にPRを行います。



おしえ太郎（道路、公園等不具合通報システム）の流れ

発行：大阪市建設局公園緑化部緑化課
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
TEL: (06) 6615-6891[直通]